

大洋州地域

安全の基礎

防犯の手引き

平成7年5月

JICA LIBRARY



J1132206(2)

国際協力事業団

(本資料は各在外公館が日本国民一般向けに作成している「安全の基礎・防犯の手引き」等の情報を、事業団にて関係者の安全対策の参考資料としてまとめたものです)

JR

目 次

大洋州地域

・オーストラリア	安全の基礎	1
キャンベラ	防犯の手引き	8
シドニー	防犯の手引き	10
パース	防犯の手引き	12
クィーンズランド	防犯の手引き	15
メルボルン	防犯の手引き	17
・ソロモン諸島	安全の基礎	25
	防犯の手引き	28
・西サモア	安全の基礎	30
・ニュージーランド	安全の基礎	32
ウェリントン	防犯の手引き	35
オークランド	防犯の手引き	38
クライストチャーチ	防犯の手引き	42
・バブアニューギニア	安全の基礎	45
	防犯の手引き	48
・フィジー	安全の基礎	54
	防犯の手引き	57



1132206 [2]

KAN00010 オーストラリア 【安全の基礎】

オーストラリア

Australia

出入国時の留意事項

●査証

オーストラリアへの入国には査証が必要である。ただし、他の国へ向かう途中で8時間以内滞在する通過客、または同一の航路を船舶で通過中、オーストラリアに立ち寄る通過客は査証が不要。

観光および商用査証は、90日または180日間の滞在期間が許可されている。

●出入国審査

日本を出国するにあたって、きちんと手続きをしておけば、入国手続はスムーズに行われる。また、出国の場合にも特に問題はない。出国の際には出国税25オーストラリア・ドルが必要。搭乗手続の後、出国税カウンターで支払い、航空券にシールを貼ってもらう。

●外貨申告

出入国にあたり、5000オーストラリアドル以上のオーストラリアドルまたは外貨を、持ち込みまたは持ち出す場合、税関またはCash Transaction Reports Agencyに申告の必要がある。

●通関

大人（18歳以上）1人当たり酒類は1リットル、紙巻煙草は250本（その他250グラム）まで。そのほか、大人1人につき400オーストラリア・ドル（18歳以下は200オーストラリア・ドル）までの贈答品、土産品などが無税で持ち込める。これを超える場合は課税の対象となる。なお、安価な品物でも、多量に持ち込むと商品と見なされ没収されかねないので、数もほどほどにすること。

オーストラリアは、伝染病あるいは農牧畜産に対する病虫害の侵入を防ぐために、動植物類や肉類、果物類の持ち込みには非常に厳しく、原則としてそれらの持ち込みは禁止されている。さらに、果物、野菜の図柄入りの段ボール箱は、内容のいかんにかかわらずすべて点検された後、段ボール箱は没収、処分される。

予防接種は原則として不要だが、天然痘やコレラなどの汚染地域を経由して入国する場合は、予防接種証明書が必要。

滞在時の留意事項

●滞在届

オーストラリア滞在中は、外国人として登録する手続きは特にない。

●旅行制限

一般的な通常ルート観光には特に旅行制限はない。ただし、奥地（アウトバック）を旅行する場合には、十分な装備をするとともに、旅行日程を知人または現地の官憲に届けることが望ましい。

●写真撮影の制限

戦争記念館および美術館の館内で写真撮影を行うときには、フラッシュの使用は禁止されている。

シドニー国際空港税関区域は撮影禁止になっている。その他の地域では軍の基地を除き、写真撮影を制限しているところはほとんどない。

なお、メルボルン近郊、フィリップ・アイランドのペンギン・パレードの写真撮影にフ

ラッシュを使用することは禁止されている。

各種取締法規に関する留意事項

●麻薬

麻薬類の製造・栽培、および製造過程に参加すること、制限された物質を他人へ供給すること、ならびにそれらを所持・使用することは禁止されており、これに違反した場合は厳しい懲役と罰金が科せられる。麻薬類の刑罰は最高禁固刑25年、10万オーストラリア・ドルの罰金、売買には終身刑もある。日本人旅行者がキャナビス（麻薬の一種）を持ち込もうとして空港で逮捕され、裁判の結果、半年間の服役、出所と同時に日本へ強制送還された例がある。

クィーンズランド州では、1986年10月から実施された新麻薬取締法により、ごく少量の麻薬所持でも懲役15年、最高無期懲役の重刑に処せられる可能性もある。麻薬取締法違反の容疑がある場合には、所持品のみならず車、住宅なども搜索する権限が警察にある。

●不法就労

就労を目的として入国するためには、日本を出発する前に在日オーストラリア大使館、あるいは在大阪総領事館で手続きをし「一時居住査証」の発給を受けなければならない。

観光・短期滞在査証で入国し、就労することは禁じられているので注意すること。オーストラリアの失業率は平均10%を超えており、そのためオーストラリア人と競合する外国人労働者の移入には厳しい政策を取らざるを得ない状況にあるので、不法就労は厳しく取り締まられている。

違反者は拘留され裁判の結果、強制国外退去となる。

日豪間には1980年12月からワーキングホリデー制度が実施されている。本制度は、原則として18～25歳（条件によっては30歳まで）の青少年の相互交流と相互理解の促進を目的として実施されているもので、滞在期間6カ月の入国査証が発給される。

本制度の主旨はあくまでも長期の休暇を利用して観光することにあるが、旅行資金を補助する手段として一時的に労働行為につくことが相互に許されている。

詳細は在日オーストラリア大使館、在大阪総領事館および各領事館に照会すること。

●治安維持

オーストラリアは自由な雰囲気をもっている国だが、宣伝ビラや印刷物を配ったり、署名集めを行うなど政治に関連した活動は慎むほうがよい。

道路上（歩道を含む）のデモは7日から14日前に警察当局の許可を得る必要がある。許可を得ないで行うデモは違法となっている。

●その他特殊取締

許可された場所以外の公共の場所で、賭博行為を行うことは禁じられており、罰金刑が科せられる。

夏の間、火気禁止令が発令されることがあるので、火気の使用にあたっては禁止令が発令されている期間か否かを確認すること。特にバーベキューや野外での喫煙に注意しなければならない。

四方を海に囲まれたオーストラリアには、海水浴やサーフィンに適した海岸が多い。海岸には監視員が出てパトロールしているので、遊泳許可区域内であっても監視員の注意に従い無理をしないこと。

最近、ゴールドコースト、ケアンズ等でスキューバダイビング、スノーケリングによる遊泳事故死が相次いで発生する等、日本人旅行者の海での事故が増えている。一般に、オーストラリアの海は波が荒く、潮の流れが速いので注意を要する。さらに、水面上部と水面下の温度差が激しく、真夏でも水温が低いことがあるので、十分注意しないと心臓麻痺を起こす危険がある。また、遊泳中にワニやサメに襲われた事例などの水難事故の報告もなされている。水泳、サーフィン等のウォータースポーツに際しては、禁泳区域などの指

示を守り、注意をする。なお、海中で助けを求めるときは、片腕を上にならすぐ伸ばす。

また、オーストラリアではラフティング（ゴムボートによる川下り）、ハングライダー、バンジージャンプ等危険を伴うスポーツをいとも簡単に体験できるが、事故に伴う補償は期待できないのでリスクは自分の責任という覚悟が必要。

オーストラリアの山野は野生動物と自然の宝庫であり、一度はブッシュ・ウォーキングを経験してみたいものだが、不慣れな山野の一人歩きは危険があるので、ツアーに参加するか経験ある同行者と行動をともにすること。

西オーストラリア、北部準州および北クィーンズランドの奥地（アウトバック）には、野生のワニが生息している。なかでも塩水性のワニは人間を襲う危険性があるので、特に釣りや遊泳等の際は禁止標識の有無の確認および監視人（レンジャー）の指示を厳守すること。

奥地（アウトバック）には、レッド・バックと呼ばれる毒グモが生息している。このクモは致死性の猛毒を持っているので、赤色で手のひら大のクモを見たら、近づかないこと。なおオーストラリアには血清が用意されているので、もし刺された場合は緊急に救急サービス（Tel.000）に連絡を取ること。特に夏場（11月～3月）に奥地をバイクで旅行する場合には、猛暑のため脱水症状を起こしやすく、死亡事故につながる場合が少なくなく、またガソリンスタンドもまれであるので、水・ガソリン等の十分な準備を怠らないこと。

クィーンズランド州中央から北方海岸では、猛毒を持つ箱くらげ（ボックスジェリーフィッシュ）に刺され、ショック死する等の事件が年に何度か起きている。このクラゲが発生すると遊泳地域に看板等で注意報が出されるので、地元の人たちが泳いでいないところでは泳がないこと。

風俗、習慣、国民性に関する留意事項

オーストラリアではメイトシップと呼ばれる平等主義がひとつの社会規範となっている。そうした無階級性や社会的平等意識がたいへんに強い国民であることに留意する必要がある。オーストラリアでタクシーに乗るときは、運転手の隣の席に乗ることが習慣となっている（ただし、女性の場合はそうしないほうがよい）。これも社会的平等意識からきた慣習であると思われる。

最近、オーストラリアの観光地等における一部日本人旅行者のマナーの悪さが問題になっている。また、日本語を解する者も比較的多いため、特に団体旅行では言動に注意すること。公共の場所等では常識ある国際人としての自覚が必要で、むやみに大声で話をしたり、小走りに走ったり、荒々しい行動をとったりして異様な感じを与えないよう注意すること。特に、ホテルや空港のロビー、エレベーター、食堂等では静粛にし、また無神経な行動（たとえば食事中を写真に撮ることは非礼）を慎むこと。このことは、特にグループで行動する場合にあてはまる。また、ゴルフ場も社交場であるので常に良識ある行動が要求される。なお、ホテル等のレストランではほかの客のひんしゆくを買うような服装や履物で食事をしないよう注意すること。

また、レディー・ファーストなので、女性を優先するよう心がける必要がある。

オーストラリアの人たちは自然と動物をたいへん大切にしているので、この点にも注意する。さらに、オーストラリアの禁煙運動は近年高まっており、禁煙の場所も増加しているので注意を要する。

安全のためのひとくちアドバイス

オーストラリアはこれまで比較的治安の良い国であったが、最近はずしもそうともいえず、各州の都市で犯罪が増加している。注意をおろそかにしていると、旅行者を狙った犯罪に巻き込まれることもあるので、慎重な行動が求められる。

最近、自動車の盗難事故が多くなっているため、駐車するときは必ず鍵をかけ、車の中には貴重品等を置いておかないようにすること。

シドニーでは、旅行者を狙ったひったくり、空港における置き引き、ホテルの共同シャ

ワーを利用している間に衣類のポケットから鍵を取られ部屋を荒らされる等の事件が頻発しているため、貴重品管理には念を入れる慎重さが求められる。車上荒しも見られるので、車内にもものを置いたまま、車を離れるのは危険。また、ブラック・ジャック等のいかさま賭博の被害や女性による睡眠薬強盗が発生しているため、いわゆる夜の女性には要注意。

最近まで治安の良かったヴィクトリア州メルボルンでは1990年に入ってから、ピストルやナイフを持った押し込み強盗、婦女暴行、誘拐等の事件が急増している。したがって、たとえば夜間女性の一人歩きはやめる、来訪者がある場合にはドアを開く前にドア・チェーン使用の確認をする等の十分な注意が必要。さらに空港、飲食店での旅行者を狙った置き引き等も頻発しており、いずれにせよ油断は禁物である。

クィーンズランド州では、ヒッチハイク旅行者が犯罪事件に巻き込まれるケースが増えているため、警察当局ではヒッチハイクをしないよう、またヒッチハイカーを車に便乗させないよう、警告している。夜間自動給油所は危険なので、特に女性は、立ち寄らないように注意する。車はドアロックをかけて走行する等の注意が必要。

ゴールドコーストおよびケアンズにおいては、日本人女性が性犯罪に巻き込まれるケースが出てきているので、夜間の一人歩き、車の運転には注意を要する。また、ワーキング・ホリデー・メーカーが利用するユース・ホステル、モーテルなどでの盗難が頻繁に発生しているため、貴重品は常時身につけるよう留意すること。なお、ゴールドコーストおよびケアンズでは治安が悪化しているため要注意。ちなみに1992年には、ひったくり、置き引き等で70件以上の被害が発生している。現金は持ち歩かず、トラベラーズ・チェックやカードを用意し、旅券はできるだけホテルのセーフティ・ボックスに預ける等の対策が必要である。

パースでは、近年、傷害、性犯罪、強盗、盗難、家屋侵入、麻薬犯罪が増加している。特に、金品犯罪は急増しているため、夜間の婦女子の一人歩き、車・家の施錠、貴重品の管理には注意が必要。また、最近ユース・ホステル、YMCA、モーテルなどで日本人の盗難被害が増えている。

健康上の留意事項

日本に比べ特に食肉類がたいへん安く、一般的に脂肪分を多く摂取する食生活になりやすいので、コレステロールによる動脈硬化や心臓病の予防のためにも、バランスのよい食生活を心がける必要がある。

1年を通じて草木の花が咲き乱れ、いろいろな種類の花粉が舞っているので、いわゆる花粉症の人や花粉アレルギーのある人は、あらかじめ対策を講じておくことが肝要である。

1日のうちでも気候や気温の変化がたいへん激しく、風邪をひきやすいので、真夏でも急激な気温の低下に対応できるよう準備しておく必要がある。

オーストラリアでも、エイズ患者が最近多数発見されているため注意を要する。

●シドニー

風土病等、特に留意することはない。直射日光が強いため、長時間戸外で過ごす場合（特に屋外スポーツ）には、帽子・サングラスが必要であり、日焼け止めクリームも効果がある。また、冬期（5～7月）には、日中と朝晩、日向と日陰の温度差が大きいため注意を要する。

●メルボルン

「1日のうちに四季がある」といわれるぐらい天候の変化が激しい。特に、夏期（12～2月）は気温の日較差が大きいため注意すること。また、乾燥しているため風邪をひきやすい。

●ブリスベン

クィーンズランド州は、紫外線が強烈なため、皮膚がん予防が大きく叫ばれている。昼間の外出には帽子を被ったり、日焼け止めクリームを塗る等直射日光をさえぎる工夫をし、遊泳時も水から上がったらシャツ等を着て、紫外線から身を守るようにすること。

●パース

西オーストラリア州は、クィーンズランド州と同様、夏期（12～2月）は紫外線が強いので、昼間の外出には帽子を被ったり、日焼け止めクリームを塗る等、直射日光をさえぎる工夫が必要である。

緊急時の連絡先

※オーストラリアでは救急車の使用は有料である

●キャンベラ

〈警察〉

オーストラリア連邦警察 Tel.000 (救急, 急病, 火災)

Tel.2497-444 (代表)

〈病院〉

Woden Valley Hospital Tel.2842222

〈市内タクシー〉 Tel.2859222

●シドニー

〈緊急〉 Tel.000

警察, 消防署, 救急車の指定は000をダイヤルし, 先方が出たら, いずれかを指定する。言葉が通じない場合には221-1111にダイヤルすると, 無料通訳を依頼することができる。

●メルボルン

〈緊急〉 Tel.000

警察, 消防署, 救急車の指定は000をダイヤルし, 先方が出たら, いずれかを指定する

〈電話通訳サービス〉 Tel.416-9999

〈病院〉

Epworth Hospital Tel.426-6470 (日本人医師勤務)

Alfred Hospital Tel.276-2000 (緊急病院)

●ブリスベン

〈緊急〉 Tel.000 (警察, 火災, 救急車)

〈その他〉

電話による通訳サービス Tel.07-2215233 (市内)

Tel.008-112477 (市外)

Tel.008-251977 (時間外)

〈病院〉

Royal Brisbane Tel.253-8111

Princess Alexander Tel.240-2111

●パース

〈緊急〉 Tel.000 (警察, 火災, 救急車および急病)

〈救急車〉 Tel.3341234 (緊急でない場合)

〈病院〉

Royal Perth Hospital Tel.2242244

Sir Charles Gairdner Hospital Tel.3893333

Princess Margaret Hospital Tel.3408222 (小児の場合)
(電話通訳サービス) Tel.3259144 (市内) Tel.008251977 (時間外)
(毒物措置情報センター) Tel.3811177 (薬品, 科学薬品および毒へび, 海洋動物等に
刺されたとき)
(西豪州災害緊急サービス) Tel.2775333 (台風, サイクロン, 洪水, 地震等)

緊急時の言葉

「泥棒」=スィーフ, ロバー
「泥棒に盗まれた」=アイ・アム・ロブド
「警察」=ポリース
「救急車」=アンビュランス

在外公館アドレス

●大使館

在オーストラリア大使館

Embassy of Japan, 112 Empire Circuit, Yarralumla, Canberra A.C.T. 2600,
Australia
Tel.273-3244, 273-3686, 273-3675, 273-2272

●総領事館

在シドニー総領事館

Consulate-General of Japan, Level 34, State Bank Centre, 52 Martin
Place, Sydney, N.S.W. 2000, Australia
(G.P.O.Box No. 4125, Sydney 2001)
Tel.231-3455

在メルボルン総領事館

Consulate-General of Japan, 45th Floor, Melbourne Central Tower, 360
Elizabeth Street, Melbourne, Victoria, 3000, Australia
Tel.639-3244

在ブリスベン総領事館

Consulate-General of Japan, 17th Floor, Comalco Place, 12 Creek Street,
Brisbane, Queensland, 4000, Australia
Tel.221-5188

在パース総領事館

Consulate-General of Japan, 21st Floor, The Forrest Center 221 St.
George's Terrace, Perth, W.A. 6000, Australia (P.O.Box 7347,
Cloisters Square Perth WA 6000)
Tel.321-7816~8

●名誉総領事

在ホバート名誉総領事

Mr. A.A.Ashbolt, "Linden", Glenora Road, New
Norfolk, Tasmania. 7450, Australia
Tel.61-2989

在ダーウィン名誉総領事

Mr. Richard Morris, Peat Marwick Mitchell & Co., City Mutual Building, 5th Floor
19 Lindsay Street, Darwin, NT 0800 Australia (P.O.Box 1616,
Darwin, 0801)
Tel.81-8722, 8616

在アデレード名誉総領事

Mr. Bruce Thomas, 29 Windham Ave. Reynella, SA 5161, Australia
Tel.381-6047

KAN00010 ●キャンベラ「防犯の手引き」
防犯について

在豪日本国大使館

平成4年12月1日

豪州の連邦首都キャンベラは人口約28万人、その住民の大部分は連邦政府の職員、教育機関の教職員、学生及び留学生が多く、環境の良さから言って、シドニーやメルボルン等の大都市に比較すれば犯罪件数は少ないのですが、当地の環境が良いからといって油断、安心はできません。ACT（首都特別地域）に隣接する他州からの泥棒等がここに出稼ぎにきていると思われます。一軒家の多いキャンベラの住宅地には、度々空巣や盗難の被害に見舞われています。また、駐車中における盗難も多発しています。車中にアタッシュケース、袋、鞆など金目の物を置いておくと、窓ガラスやカギを壊して盗まれます。最近のオーストラリア政府の犯罪統計は別表の通り全体的に増えつつあり、性犯罪（強姦等）、強盗も多くなっているため、特に女性は注意して下さい。

治安の良いキャンベラでも安心できなくなりましたので、連邦警察では、次の事項を守るように呼び掛けています。ちょっとした油断で大切な財産を失わないよう日常の自衛策を心掛けて下さい。

1. 基本的心構え

- a. 緊急の場合の必要な電話リスト
- b. 自宅付近の地理、警察、病院等の場所を熟知
- c. 近隣の人と仲良くしておくこと
- d. 有事に供え、家族間の連絡方法、連絡先を常に持っていること

2. 家

- a. 外まわり（Automatic Flood Lightの設置）
- b. 玄関、窓等のロック（上下につける）
- c. 室内にはTime Switch の設置
- d. 郵便物の放置を避ける

3. 車

- a. 駐車するときは必ずドアロックをすること
- b. カー・アラーム、ハンドル・ロック等をつける
- c. 夜間の駐車は照明のあるところを選ぶ
- d. 車から離れるときは室内に物品を放置しないこと
- e. ヒッチハイカーなど乗せないこと（女性ドライバーは特に注意）

4. 所持品

- a. 現金は最低限にして、カード、チェックにする
- b. 持ち物には必ず氏名、住所記入のこと（盗難のとき後日戻ってくる）

5. 家族の安全

特に女性、子供が一人で家にいるとき、外出するときは注意が必要である。性犯罪が多発しているため夜間の一人歩きは避けること。

6. 季節的注意事項

a. 9～10月頃、マグパイ（カラスのような鳥）の襲撃被害を防ぐものとして帽子着用、傘の使用、などを心掛ける。

b. 夏期、ブッシュ・ファイヤーが発生しやすいので、山林、野原での火の使用に注意すること。

(注) 盗難に備えて

1) 豪州にはNeighbourhood Watch Systemがあり、地域住民が協力して、空き巣などの盗難を防ごうとするもの。

2) 不幸にして事故にあった場合のための保険制度があるので、加入されたし。

キャンベラ緊急連絡先と主要電話番号

警察、救急車、火災		TEL 000
交通事故その他（豪州連邦警察）		TEL 249-7444
総合（救急）病院		
Woden Valley Hospital		TEL 284-2222
在豪州日本大使館		TEL 273-3244
電話番号問い合わせ	市内	TEL 013
	市外	TEL 0175

KAN00010 ●シドニー「防犯の手引き」

総領事館からのお知らせ

先年11月のマニラでの邦人誘拐事件の他、最近、その他の地域でも邦人に係わる事件が続出しています。当地シドニーは治安が良い安全な町という定評ではありますが、それでも最近では犯罪件数が増加しているようです。以下、当地での最近の状況と留意事項をまとめましたので、右を参考に防犯面につき十分御留意頂たいと思います。

【1】NSW州における犯罪の趨勢（NSW州警察発表の犯罪統計より）

1 NSW州における全犯罪発生件数は83年（82/7～83/6）は34万件でしたが、86年（85/7～86/6）には38万件に増加しています。日本での全犯罪発生件数は160万件（1985年）ですが、人口当たりの発生件数で見ますとNSW州は日本の5倍以上ということになります。また、検挙率は日本の64%に対し、NSW州では24%です。

2 NSW州では、近年、次の犯罪が著しく増えているようです。

（1）誘拐

86年（85/7～86/6）で前年の93%増の137件発生し、検挙率は54%でした。被害者は女性や子供が多く、性的犯罪の対象ともなっているようです。

（2）放火

放火件数は増加の一途をたどっており86年は、前年の24.7%増の3,087件発生しています。保険金目当てのものが多くと言われていますが検挙率は6.7%です。

（3）自動車盗（2輪を含む）

86年には前年比14.5%増の60,831件発生していますが、検挙率は僅かに3.6%です。93.7%が四輪で、年間約57,000台が盗難にあっていることとなります。

（4）婦女暴行、強制ワイセツ

86年には婦女暴行594件（34.7%増）、強制ワイセツ1,093件（25%増）発生しています。この種事件は警察に届けられないものもありますので実際はもっと多いものと思われる。検挙率は婦女暴行70%、強制ワイセツ58%でした。

3 その他の発生件数の多い主な犯罪には次のようなものがあります。

（1）窃盗（自動車盗を除く）

86年の泥棒の事案は前年比6.9%増の123,570件発生し、検挙率は17.5%です。態様別では、車上狙いが最も多く、続いて店舗や一般住宅からの盗みとなっています。

なお、一般住宅での泥棒の発生は、ネイパーウオッチ制度の普及で減少しつつありますが、それでも53,000件発生しており、検挙率は5.7%でした。被害品は、（イ）ビデオデッキ（ロ）現金（ハ）カラーテレビ（ニ）指輪以外の宝石（ホ）指輪（ヘ）時計（ト）カセット付ラジオ（チ）カメラの順となっています。

（2）殺人

殺人は、例年100件前後発生していますが人口10万人当たりの発生率（NSW州は85/86、他は1984年の統計、カッコ内は検挙率）を比較してみると米国7.9(74.1%)、西ドイツ4.5(94.1%)、英国3.2(76.4%)、NSW州1.8(72.7%)、日本1.5(97.2%)となっています。

（3）強盗

86年に3,350件（内25%は銃器使用）発生し、検挙率は17.9%でした。人口10万人当たりの発生率をみますと、米国205.4、NSW州60.8、英国50.0、西ドイツ45.8、日本1.8となっており、殺人にくらべて強盗の発生率が極めて高いことが注目されます。

【2】防犯に関する一般的留意事項

1 防犯上最も大切なことは、最小限度できることを確実に励行することです。そういう観点からまず言えることは、住宅や車では確実な施錠の励行です。できれば補助錠や補強錠を設置することが望まれます。また、車を離れるときは車内に物を放置しないことが肝要です。因にパスポートの再発給理由で最も多いのは、車上狙いや置引による盗難です。

2 長期間留守をするときは、友人、隣人に点検を依頼し、新聞や郵便が放置されないようにすることです。また、貴重品は必ず鍵のかかる場所に、しかも分散保管されることです。また、被害にあわれた際に被害品を説明できるよう貴重品については特徴点をメモしておくことをお勧めします。

3 夜間の女性の一人歩きはできるだけ避け、また、子供の登下校もできるだけ車を利用することが望ましく、少なくとも子供に対しては、知らない人の車には絶対乗らないよう指導することをお勧めします。

4 ささいな被害でも警察へ届け（我が国の110番に相当する『〇〇〇』に電話すればよい。）、かつ現場へ来てもらうことが肝要です。犯人は警察が動いていないとみれば、同じ所を再び狙う癖があります。現場に臨場した警察官の所属、氏名、電話番号をメモしておき、後日、その後の経過を聞いたり、遠慮せずパトロールを要請することも忘れないで下さい。

5 ネイバーウォッチ制度が実施されていれば、積極的に参加することをお勧めします。ネイバーウォッチのシールを貼っておくだけでも相当の防犯効果があると言えます。

6 旅行中、貴重品はしっかりと身につけ、写真を撮影する際もハンドバックや旅行カバンを不用意に道端等に置かないよう気をつけましょう。（写真撮影中、足元に置いたハンドバックをひったくられた例もあります。）また、ホテルにおいては貴重品預かりを利用して下さい。昨年シドニーの一流ホテルで、鍵をかけた部屋からショルダーバックが盗まれたり、スーツケースが鋭利な刃物で切られ、在中品が盗まれたりした事案も発生しています。

7 万一路上盗難に遭遇した場合は日本語でかまわないから思いきり大きな声を出して逃走すること。また、小銭入れとカードやパスポートを別々に所持しておくこと、小銭入れを投げ、犯人がそれに気をとられている間に逃げる手もあります。

8 犯罪には個人的なものや企業や政府機関を狙った組織的なテロもありますが、万一周辺に異常が感じられる場合には早めに警察に相談して下さい。いやがらせとみられる手紙や落書きについても念の為警察に通報しておかれるといいでしょう。総領事館でも側面的な御相談に応じる体制にしております。

平成4年10月
在パース日本国総領事館

1. はじめに

当地パースは比較的治安の良い都市との評判がありましたが、近年犯罪件数は急激に増加しており、人気の無いところ、夜間等の外出は注意を怠らない事が肝要です。

当地在留邦人、邦人観光客が重大犯罪に巻き込まれ死傷する様な事件は現在までのところ起きてはおりませんが、上記に述べているとおりの犯罪件数が増加していること及び当地の失業率が10%を超えている（若年層の失業率は約30%）こともあり、日本人が犯罪に巻き込まれる可能性も高くなると考えられますので、十分防犯対策をととのえて置くことをお勧めします。

2. 治安状況

最近当地の経済情勢悪化により失業者が増えて来たのに伴い、以前より凶悪犯罪や金品関係の犯罪が増えてきているので、油断は禁物ですが、治安の若干悪い地域に単独では行かないなど、日頃の防犯に意を用いれば日常生活上特に心配することは無いと思われま

す。ただ、治安・防犯とは直接関係はありませんが、当地で快適な生活を送るためには、交通事故に遭わない様注意する必要があります。オーストラリアという広大な国の割にはパース近郊の自動車道路は狭く、かつ、曲がりくねった道が多いので慎重な運転が望まれます。

3. パースにおける犯罪発生状況

90/91年度（1990年7月より1991年6月）の犯罪件数合計は215,461件となっており、前年度との比較では約15%の増加となっております。

西オーストラリア州の人口は約164万人（1991年6月現在）ですので、人口比で上記数字はかなり多いと言えます。分かり易く日本と比較してみますと、（但し若干統計対象が異なるので正確な比較は出来ません）、当地での90/91年度の犯罪発生率（人口10万人当りの認知件数）は13,137件であり、日本の犯罪発生率は1,323件（1990年）となっております。また、殺人発生率（人口10万人当りの認知件数）では、当地は90/91年度2.6人、89/90年度2.5人であり、日本の1990年の殺人発生率は1.0人となっております。

当地での90/91年度の犯罪検挙率は、殺人98%、傷害80%、強姦・強制わいせつ88%とこれらの検挙率は比較的高いですが、他方、財産犯全体19.5%、家屋侵入11%、車両窃盗23%と、いわゆる金品犯罪の検挙率は軒並み低く、殆ど泣き寝入りという状況になっています。

また、近年若年層の麻薬汚染が広がって来ているとうわさされており、犯罪統計には現れて来ておりませんが、麻薬常習者が増えており、そのため麻薬購入資金欲しさに金品犯罪が増えているといわれております。

4. 犯罪対策

(1) 家屋侵入（空き巣）

当地在住者の一番身近な犯罪被害は家屋侵入と思われま

す。家屋侵入は夜間よりも昼間により多く起きています。因みに一番被害の多い時間帯は89/90年度の統計では午前8時より9時の間で約11.4%となっております。

家屋侵入は車輛の有無を確認して侵入する事が多いと言われておりますので、車輛の有

無が一目で分からないようにするため、覆い付きの車庫付き住居が望ましいと思われます。また、袋小路の奥まった家屋が狙われやすいと言われております。一年間に3回空き巣に入られた豪州人もおりますので、空き巣対策を念頭において住居選定をすることをお勧めします。

家屋侵入は通常ドアを壊すか、窓ガラスを壊すかして侵入しておりますが、ドアの鍵が二重鍵になって居る場合は、敬遠するケースが多いといわれておりますので、二重鍵の設置をお勧めします。

当地の家屋侵入は、日本人だから狙われると言うようなことは特にありませんが、一般的に日本人は裕福であると思われること、及び貴重品を自宅に置くことが多いと思われるので、十分注意をするとともに、貴重品は銀行の貸金庫に預けること（多くの豪州人はその様にしている）、隣近所の人達と日頃より親しくしておくこと、可能であれば警報アラームを設置すること等が望まれます。

(2) 窃盗（スリ、置き引き）

当地では、スリ、置き引きの被害が最近目立っております。これらの被害のうちちょっとした注意さえすれば未然に防げたと思われるものが随分あります。例えば、買い物や支払い中にバッグ、財布を身体より離さない事や、財布をズボンのお尻のポケットやバッグの中で簡単に見える位置に置かない事等のちょっとした注意さえすれば大部分の窃盗被害を防げると思われます。

当地ではひったくり、2～3人による計画的なスリ、抜き取り等の犯罪は余り有りません。

また、ユースホテル、YMCAなどの宿舎での置き引きの被害が多いので、これらの宿舎に宿泊する場合は貴重品の取扱に注意する必要があります。

なお、一部治安の若干悪い地域（例えば、ノースブリッジ周辺）を夜間一人歩き（特に女性）をすることは好ましいことではありません。

(3) 車輦盗難（車上盗難）

前述のように車輦盗難が多くなって来ておりますので、施錠を確実にすること、車内に物品を放置しない事等が大切です。

車輦盗難対策としては、自宅の場合は路上駐車をさける、なるべく鍵付の車庫内に駐車する事及び外出時の場合は、駐車アテンダントがいる駐車場や付近が明るく、利用客が多い駐車場を利用することをお勧めします。

車上盗難対策は、短時間の駐車であっても車内に荷物（特にバッグ類）を放置しますと狙われやすいので、トランク、ダッシュボード等に移すなどして外から見えないようにして犯人が誘惑に駆られ無いようにしましょう。なお、公共の駐車場等沢山の人が居る場所で駐車後車内からトランクへ荷物の移し替えをして、犯人にその場を見られ盗難に有ったケースがありますので、トランクに移す際には注意が必要です。

(4) 交通事情（交通事故）

当地では、交通事情は皆さんが思われる程には良く無いので交通事故等に十分注意する必要があります。

パース市及び同近郊の道路事情は狭く曲がりくねった道が多く、運転マナーも全般的に良いとは言えないので慎重な運転が望まれます。また、若者の無軌道な運転も多く、巻添い事故も発生しております。

郊外は、道路が2車線から急に1車線になったり、舗装道路が急に未舗装道路になる事がありますので、知らない道路での速度は控え目にするほうが良いでしょう。横転事故や道路からの飛び出し事故、正面衝突事故等が多く見られます。特に当館に対しての警察等よりの連絡によれば、邦人のウェーブロック周辺及びアルバーニーハイウェイでの交通事故乃至スピードオーバー等の交通違反（速度80キロオーバーというのもありました）が多くなって来ていますので、郊外は十分に慎重かつ注意して運転を行って下さい。また、夜間はカンガルーが自動車のライトに飛び出してることがあり、スピードによっては大変危険です。

交通事故死者数は1989年243人となっており、人口10万人当りの死者数は15

。 2人となりますが、日本の10万人当りの死者数(9.1人、1990年統計)より多くなっております。また、人口10万人当りの負傷者数は西オーストリア州760.3人(1989年)、日本639.4人(1990年)となっております。

5. 緊急連絡先等

(1) 警察、救急車、火事の緊急連絡先
000

(2) 警察への一般的照会電話番号
222-1111

(3) 在パース日本国総領事館 (Cousulate-General of Japan, 21st Floor,
The Forrest Centre, 221 St. George's Terrace, perth, W.A.6000)

執務時間

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

(領事窓口は午前10時～12時30分、午後2時～4時)

電話 321-7816, 321-7817, 321-7818

FAX 電話 321-2030

KAN00010 ●クイーンズランド「防犯の手引き」
クイーンズランドで快適に過ごすための注意事項

1. はじめに
2. 邦人の犯罪被害状況
3. 防犯対策
4. その他の注意事項
5. 緊急時の連絡先

平成2年10月
在ブリスベン総領事官

1. はじめに

ブリスベン市内の治安状況はこれまで、シドニー、メルボルンに比べ概して良好であるように見られて来たが、最近外国人の移入等により人口も127万に達し、加えて景気が低迷している社会状況を反映し、治安状況も急激に悪化しつつある。クイーンズランド州全体では、昨年261件の殺人関係事件が発生している。特にレイプ、自動車盗難、家屋侵入が増加し、観光客、永住者が増加したゴールドコースト地域での被害が目立っている。こうした犯罪の増加に対し、ゴールドコーストは警官不足のため取締りが充分できず殆どが未解決の状況にあるので、観光客、移住者共々、十分に注意を要する。

2. 邦人の犯罪被害状況

(1) 近年の観光客の著しい増加に伴い、邦人の犯罪被害もここ数年で倍増しており、特にゴールドコースト周辺での置き引き、自転車でのひったくり、自動車盗難等が多く、現金、旅券、トラベラーズ・チェック等の盗難被害は、昨年だけで47件も発生し、今年6月現在で昨年の数字を上回るほど件数が増えている。邦人の場合その殆んどが財布、旅券、その他の貴重品を一つの手提げバックに入れて持ち歩くことが多いため、特にねらわれやすく、注意を要する。日本人は多額の現金を持ち歩く傾向が多いので、なるべくクレジットカード、トラベラーズ・チェック等にして、持ち歩くことが望ましい。これらの盗難被害にあった場合、盗まれた品物が本人の手許にもどった例は、これまで殆んどなし。又、これら観光客以外にかなりの在留邦人が空き巣の被害を受けている。

(2) ワーキングホリデーの若者がゴールドコーストを中心に著しく増えているが、その殆んどは豪州は安全という誤った認識をもっており、無防備故の事故が多発している。88年9月タウンズビルの市内公園で邦人の若者が野営中に殺害された事件、昨年12月ブリスベン市内中央駅にてオートバイに連れさられて邦人の若者が殺害された事件等凶悪犯罪の犠牲者も出ているので、欧米諸国と同様、豪州においても海外に於ける最低限の警戒は各自もつことが絶対必要。又、最近、ワーキングホリデーの若者が交通事故の被害者となるケースが続出し、昨年は3名死亡、今年も既に1名死亡している。クイーンズランド州内は道路事情が悪いので高速道路での無理な運転、スピードの出し過ぎは絶対にさけるべきである。これらの被害者の殆んどが者が保険に加入していない状況にあるので、事前に日本で保険に加入することが是非共必要。因みに、保険に加入していない場合、入院費として1日300ドル支払う必要があり、個人負担が多額となる。

3. 防犯対策

(1) 旅先で悲しい思いをしないために

空港、バス・ターミナル、駅、ホテル等では貴重品の入っている手荷物は常に手に持っていること、現金、旅券は一つの手荷物に入れるのではなく、別々の場所に入れるか、2人以上の場合は、分散して携帯する等の配慮が必要。

女性に対する暴行事件も増えているので、夜間又は昼間でも人通りの少ない場所、暗い

場所での女性の一人歩きは避けること。特にゴールドコーストでの夜間の一人歩きは危険であるので注意を要する。

豪州で自動車を運転する場合には、必ず安全ベルトを締め、又、スピードの出し過ぎ、無理な追い越し、飲酒運転をしないよう充分注意することが肝要である。

(2) 留守宅を心配させないために
ワーキングホリデーの若者の場合、本邦出発後帰国まで、殆んど留守宅に連絡をしないケースが多く、犯罪にまきこまれても所在が不明で、捜索できないことも多いので、定期的に留守宅と連絡をとり合うことが望ましい。又、滞在地を管轄する各地の総領事館に在留届を提出しておくこと。

(3) 遊泳事故 I

ゴールドコースト、ケアンズ等においてはスキューバダイビングでの死亡、海水浴中の事故が増えているが、死亡者の殆んどが泳ぎの達者な人、又は、日本でダイバー歴のある人であるので、「日本でのベテランも豪州では必ずしも通用しない」という事を充分認識する必要がある。豪州の海は潮の流れが速く、波も荒いので、遊泳する場合必ず遊泳区域内で、又、ダイバーは必ず水中ガイド付きのダイビングをすることを厳守すべきである。

4. その他の注意事項

(1) 当地にはレッドバックといわれる毒グモ(大きさ約3cm, 背に赤い縞がある)が生息しているので、プッシュウオーク等で奥地を旅行する場合は注意を要する。このクモは致死性の猛毒があるので、一見して赤色のクモを見つけたら注意すること。なお、血清があるので、刺されたら直ちに緊急サービス(ダイヤル000番)に連絡すること。

(2) クイーンズランド州は、紫外線が強いため、日射病、皮膚ガン、目の病気等に気をつける必要がある。昼間の外出時には帽子を被ったり、日焼止めクリームをぬる等直射日光を遮る工夫をし、遊泳時も水からあがったらシャツを着て、なるべく肌を紫外線から守ることが大切である。

5. 緊急時の連絡先

★警察(局番なし) 000

★消防(") 000

★救急車(") 000

(救急車の使用は有料)

その他のサービス

1. 緊急措置情報入手 (008)015-160

(海洋動物に刺された時等)

2. 毒物措置情報センター

(薬品、化学薬品、毒ヘビ、毒グモ等)

ブリスベン市内 (07)253-8233

ブリスベン市外 (008)177-333

3. 電話による通訳サービス (07)221-5233

4. クイーンズランド災害サービス

(台風、サイクロン、洪水、プッシュファイヤー等) (07)224-7472

224-4722 (業務時間外)

平成4年10月
在メルボルン日本国総領事館

はじめに

近年海外で日本人の方が被害者となる事件が増えてきており、当地メルボルンにおいても決して例外ではありません。海外で直面する様々な危険から身を守り、安全な生活を送るためには、自分の身のまわりに安全な環境を自らの努力で確保することが重要です。自分の身のまわりに注意を払うことは、海外生活の根本といえますが、何に重点をおけば良いかということは日本での生活に慣れてしまっていると気がつきにくいものです。その為、今回の様な点に十分な注意を払うべきかという観点から、生活の基盤ともいえる住居を中心に基本的な諸点をチェックリストに作成してみました。本チェックリストが、皆様の住んでいる環境の安全を確認する一助となれば幸いです。

但しこのチェックリストは、海外生活の中で安全対策上家族全員が念頭におくべき最も重要なポイントを網羅したものでありますが、これらのポイントだけで十分というものではありません。日々刻々と変わる治安情勢、更に対日感情の変化などを念頭におき、毎日新聞やテレビなどで報道される犯罪の状況につき目を光らせる日常からの注意が必要です。

総領事館としては、皆様が安全で快適な生活を送られることを心より願っております。

1. 海外生活における安全対策の基本的な心構え

- (1)何よりも自分と家族の安全は自分達全員で守るとの心構えが基本（家族全員の安全意識の高揚）。
- (2)「予防」こそが最良の危機管理。そのための努力を惜しまない。
- (3)悲観的に準備し、楽観的に行動する。
- (4)現地での行動の三原則は、「目立たないこと」、「行動のパターン化を避けること」、「用心を怠らないこと」であり、現地の文化・風俗や価値観を十分に考慮した上で行動しなければならない。
- (5)住居の安全対策が生活面での安全対策の基盤。
- (6)現地社会に早く溶け込む。治安情勢、対日感情などに関する様々な情報が常に得られるようなネットワーク作り心掛ける。
- (7)精神衛生と健康管理に留意する。

2. 住居選択のためのチェックリスト

(1)住居を選択する前に

- | | Yes | No |
|------------------------------|--------------------------|--------------------------|
| ・滞在国の治安などに関するブリーフィングを十分受けたか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・滞在国治安機関の能力と信頼性を把握したか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・警備会社（ガードマン）の信頼性を把握したか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・住居の選択に際し、他の日本人の助言を得たか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・滞在国の危険分析を的確に行ったか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・危険に応じた「住居の安全対策基準」を自分なりに定めたか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・市街地（道路）地図を入手し、図上研究を行ったか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・信頼できる住宅業者がいるか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

(2)ルートでの安全確保

- | | Yes | No |
|------------------------------|--------------------------|--------------------------|
| ・自宅より、例えば事務所まで、2本以上の安全なルートをと | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

れるか

- ・ ルートの道幅は比較的広くかつ安全か (両通行であること)
- ・ ルートには尾行された時に避難できる安全な場所 (例えば警察署) があるか
- ・ 決まった目的地まで行くのに、危険地域を通らなくても済むか
- ・ 学校やスーパーマーケットなど殆ど毎日出かける場所までの安全は十分か

(3)地域の安全確保

Yes No

- ・ 住居周辺の治安情勢をチェックしたか
- ・ 住居の周辺地域の住民の安全に対する関心は高いか
- ・ 警察、消防、医療、救急機関などのサービスが緊急時に短時間で利用可能な範囲か
- ・ スラムや問題地域に隣接していないか
- ・ 住居の周辺に賊が身を潜めるような場所はないか
- ・ 住居が監視される場所が近くにないか
- ・ 不審者や不審車両に対する警戒が容易か
- ・ 付近に爆弾テロの目標となるような施設はないか

(4)住居の安全確保

Yes No

- ・ 独立家屋を取り巻く四方のうち三方は、他の住居に囲まれているか
- ・ 隣の住居の住人について調査したか
- ・ 住居への出入り (特に車両) は安全かつ迅速に行える構造か
- ・ 住居の安全対策は周辺の住居の安全対策 (外観) と比べて同等以上か
- ・ 家主は住居の安全対策強化に積極的か

3. 3つの防衛線による住居の安全対策チェックリスト

(1)住居の敷地境界線、(2)建物外周、(3)建物内部の3か所に物理的・段階的な防衛線を設け、これらに人的・物的両面から必要な対策をとり、外部からの侵入などの住居に対する各種の危険から防護するという考え方が極めて効果的。

(第1次防衛線)

外周の防衛線で、独立家屋の場合には敷地境界線、集合住宅の場合には共通の出入口 (ロビー玄関外側の扉)。

(第2次防衛線)

内周の防衛線で、独立家屋の場合は住宅建物地域 (建物エリア) の外周を構成する線、集合住宅の場合には住宅部分の外周を構成する防衛線。

(第3次防衛線)

内周の防衛線で、独立家屋、集合住宅いずれの場合も第2次防衛線内に設けた避難区域 (通常主寝室) に設定する防衛線。

(1)独立家屋の第1次防衛線の安全対策チェックリスト

(4)外塀

Yes No

- ・ 外部から簡単に侵入できない構造であるか
- ・ 高さや堅牢性は十分か

- ・外壁を乗り越えられる箇所はないか
- ・外塀から直接住居の2階や屋根に忍び込み得る構造にないか
- ・外周に照明設備はあるか
- ・塀の上に障害（例えば、鉄条網、忍び返し）が設置されているか
- ・侵入警戒装置、テレビ監視装置などが設置されているか
- ・外部から住宅内部が覗かれないか

- (ロ) 門扉 Yes No
- ・鍵がなければ容易に侵入できないものか
 - ・外塀の高さと堅牢性に合致しているか
 - ・来訪者を確認する手段（インターホン、テレビ監視装置など）があるか
 - ・周辺に照明設備があるか
 - ・周辺に賊が身を潜める場所はないか
 - ・門扉内部から外の安全を確認できるか

- (ハ) 駐車場（車庫） Yes No
- ・住宅敷地内にあるか
 - ・車の出入れが迅速かつ安全に行えるか
 - ・駐車場の扉は人の出入口扉と区別されているか
 - ・リモコンによる扉の自動開閉装置があるか
 - ・駐車場内に賊が身を潜める場所はないか
 - ・駐車場内外に照明装置があるか

- (ニ) 庭 Yes No
- ・庭と建物外周に照明設備があるか
 - ・敷地内に賊が身を潜める場所はないか
 - ・樹木などは十分に手入れがなされ、除草されているか
 - ・2階や屋根に忍び込む際の手助けとなる物はないか
 - ・梯子などが放置されていないか

(2) 集合住宅の第1次防衛線の安全対策チェックリスト

- (イ) 建物共通の出入口（玄関ロビー） Yes No
- ・建物内部へは住居者以外の者が勝手に出入りできない構造か
 - ・全ての出入口は管理人又は守衛により管理されているか
 - ・全ての出入口は堅牢で、錠前がついているか
 - ・周辺に賊が身を潜める場所はないか
 - ・出入口周辺に照明設備があるか
 - ・来訪者の確認（インターホン、テレビ監視装置）が容易か
 - ・夜間の出入口の管理は万全か
 - ・守衛、カード読み取り機、テレビ監視装置などの管理が十分か

- (ロ) 駐車場 Yes No
- ・敷地内（外塀の内側）にあるか
 - ・車の出入れが迅速かつ安全に行えるか
 - （守衛による駐車場扉の開閉、リモコンによる自動開閉装置）
 - ・24時間体制で管理人又は守衛により管理されているか
 - ・周辺に賊が身を潜める場所はないか

- ・照明設備は十分か
- ・夜間の管理は万全か

(ハ)建物

- | | Yes | No |
|-------------------|--------------------------|--------------------------|
| ・警報装置はあるか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・防火設備、非常階段などはあるか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・内外の照明設備は十分か | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・賊が侵入する箇所（弱点）はないか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・耐震性は十分か | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

賊の侵入を防ぐとの意味では、集合住宅（3階以上）の方が独立家屋よりは防御性が一般的に高く、隣人の援助が得られ易いので、安全対策も比較的安価で済む。

3階以上の住居が望ましいと言っても、現地の消防救助活動の限界を越える高さの住居は避けるべきである。

(3)独立家屋と集合住宅の、第2次防衛線の安全対策チェックリスト

(イ)入口扉（玄関）

- | | Yes | No |
|---|--------------------------|--------------------------|
| ・扉と扉の枠は頑丈なものか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・2つ以上の錠前とドアチェーンがついているか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・扉に覗き穴、インターホン（監視テレビ付が望ましい）などの訪問者を確認する手段があるか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・扉の周囲に窓（賊が手を伸ばし扉をあける）がないか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・周辺に照明設備（常夜灯）があるか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・センサーなどの侵入警戒装置があるか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

(ロ)その他の出入口

- | | Yes | No |
|---------------------|--------------------------|--------------------------|
| ・扉と扉の枠は頑丈なものか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・鍵などが2つ以上取り付けられているか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・センサーなどの侵入警戒装置があるか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

(ハ)窓

- | | | |
|---|--------------------------|--------------------------|
| ・窓と窓枠は頑丈かつ安全（ロックは確実か）なものか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・独立家屋の場合、全ての窓に鉄格子が取り付けられているか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・集合住宅の場合、賊が侵入可能な箇所はないか
（テラス、階段などに近い窓には鉄格子等が必要） | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・天窗、トイレの小窓、クーラーの取付部などにも鉄格子があるか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・鉄格子は取り外されたり、押し曲げられない強度か | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・センサーなどの侵入警戒措置があるか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・緊急脱出の際、一部の窓の補強装置は内側から開閉できるか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

(ニ)建物

- | | | |
|---------------------|--------------------------|--------------------------|
| ・建物全体として侵入されない構造か | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・屋根、床下などから侵入されない構造か | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・建物内部に警報装置があるか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

(4)独立家屋と集合住宅の第3次防衛線の安全対策チェックリスト

- | | Yes | No |
|------------------------|--------------------------|--------------------------|
| ・主寝室などを避難室にするための工事が容易か | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・入口扉と扉の枠は頑丈か（鉄扉、覗き穴付） | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

- ・窓に鉄格子が取り付けられているか
- ・壁、天井、床の強度は十分か
- ・電話（独立回線が望ましい）があるか
- ・緊急時に必要な物、貴重品を保管する場所があるか

4. 車で移動するときの安全対策チェックリスト

- (1) 車の購入 Yes No
- ・頑丈で目立たない車を選択したか
 - ・現地で整備可能か
 - ・安全ベルト、サイドミラー、エアコンなどが装備されているか
 - ・運転手以外の者が後方を確認できるバックミラーをつけているか
 - ・故障の際の修理道具、スペアタイヤ、パンク応急改修資材、牽引ロープ、充電用ケーブル、消火器、応急用医薬品などが積載されているか
 - ・燃料タンクのキャップ、エンジン部は施錠可能か
 - ・車の盗難、事故などの全てをカバーする保険に加入済みか
 - ・対人保険は、滞在国の支払い額を十分にカバーする保険か
 - ・盗難警報装置、小型無線器などの設置を考えたか

- (2) 日常の車の整備 Yes No
- ・常に良好な状況にあるか
 - ・燃料は常にタンクの半分以上あるか
 - ・常に管理の十分な駐車場に駐車しているか（路上駐車を避ける）
 - ・ドアは常にロックしているか
 - ・トランク内に予備の水、オイルなどを積んでいるか
 - ・目立つようなステッカーなどを付けていないか
 - ・貴重品や車の登録書類を車内に放置していないか

- (3) 車での移動 Yes No
- ・乗降りの都度周囲の安全を確認しているか
 - ・車に乗り込む際は、車の外周、下、室内（特に後部座席）を点検しているか
 - ・勤務日あるいは休日に予測可能な行動パターンをとっていないか（定時の出勤・退社、決まった経路、定期的なリクレーション、買物など）
 - ・目的地での駐車は守衛などにより管理されている所を利用し、路上駐車を避けているか
 - ・目的地までの道路事情を把握しているか
 - ・警察、病院、軍・政府関係施設などの位置を把握しているか
 - ・目的地迄のルートとその代替ルートを事前に計画しているか
 - ・走行中ドアをロックし、窓を閉めているか
 - ・走行中でも貴重品を外部から見える位置においていないか
 - ・移動は脇道を避け、交通量の多い大通りを走行しているか
 - ・運転手を雇用している場合、時には助手席に座ることを心掛けているか
 - ・2本以上の車線のある道路では中央レーン寄りに走行しているか

- ・走行中は車間距離を保っているか
- ・不審者に尾行された場合の対処行動を予め計画しているか
- ・不審者・不審車両などの概要を記録するための機器（例えば録音機）を携行しているか
- ・走行中は同乗者全員が周囲を警戒しているか
- ・緊急の際、電話をかけることができるか（現地語、現地通貨、電話番号リストなど）
- ・長距離を移動する場合は、夜間を避け、単独行動を避けているか
- ・気象状況の変化（雪など）に対する準備は十分か

- (4) 運転手を雇用する場合 Yes No
- ・運転手に緊急時に必要な運転技術教育を行っているか
 - ・運転手にガードマンとしての自覚を持たせているか
 - ・運転手に常に車の側にいるように指導しているか
 - ・非常時の合図などを決めているか

車で移動する時、乗降りの際、駐車場（車庫）から幹線道路との間が最も危険度が高く、狙われやすい。自宅を出る前には、不審な車や人物が周囲にいないか注意し、少しでも異常を感じたならば安全が確認されるまで乗車しないようにする。帰宅時も同様に自宅周辺の安全を十分確認してから駐車場に入れることが重要である。また、毎日同じ時刻、同じ通勤経路を利用するのは、一般犯罪のみならず誘拐、テロなどの標的にもなりやすい。移動のパターンをわずかに変えるだけでも、犯罪者の意図を挫いたり、その計画を放棄させるには十分な効果がある。

5. 生活面の安全対策チェックリスト

- (1) 引越後 Yes No
- ・周囲の環境、道路（特に一方通行路）、地形に慣れる努力をしたか
 - ・警察、病院、消防機関などの位置と連絡方法を確認したか
 - ・最寄りの知人宅の位置と連絡方法を確認したか
 - ・隣人との良好な関係維持に努力しているか
 - ・住居の安全対策上の弱点を把握したか
 - ・住居の安全対策上の弱点を補うべく検討したか
 - ・ガードマンの雇用を検討したか
 - ・近所がどのような安全対策をとっているか確認したか

- (2) 訪問者に対する注意 Yes No
- ・訪問者の身元を確認してから対応しているか
 - ・配達人（物）に対する警戒は十分か
 - ・見知らぬ物（物売り、工事人等）を敷地内に入れていないか

- (3) 使用人に対する注意
- ・使用人の雇用（審査）は、信頼できる人からの紹介によるものか
 - ・使用人の身元調査（特に正直さと信頼性）を行ったか
 - ・公的機関の発行した身分証明書など等の写しを入手したか
 - ・安全上の心得を機会あるごとに教育しているか
 - ・来訪者の対応要領、電話応対時の注意などを徹底したか
 - （家人が留守の時の応答要領は特に重要）

- | | | |
|----------------------------------|--------------------------|--------------------------|
| ・許可なく来訪者を敷地内に入れないよう指導しているか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・家人不在時の緊急連絡先を使用人に知らせているか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・家人の旅行日程、外出などの行動予定を使用人に伝えていないか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・使用人に隙（犯罪を誘発する環境）を見せていないか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・常に適切な管理と指導を行っているか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・外出、休日の行動、心情の変化を掴んでいるか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・使用人が複数の場合、責任者を指定しているか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
|
 | | |
| (4) 家族に対する注意 | Yes | No |
| ・家族各人は安全に関心を持っているか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・家族各人は住居に異常があった時の行動を熟知しているか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・公衆電話、自宅の電話（無線機）の使い方を知っているか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・家族旅行の計画、その他の計画を他人に漏らしていないか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・子女の通学路の安全は十分か | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・家族各人の行動、居場所を常に把握しているか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・常に家族全員が直ちに連絡を取り合える体制になっているか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・家族各人の行動、計画に変更がある場合には連絡を取り合っているか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
|
 | | |
| (5) 外出に際しての注意 | Yes | No |
| ・場所や日程の決まった外出をしていないか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・戸締まり、施錠もれの点検を行ったか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・外出前に使用人などに対する指導は十分行ったか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・出発・帰宅時に周囲の警戒を怠っていないか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・社交活動などにおいて、現地の反感を買うような発言をしていないか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
|
 | | |
| (6) 電話 | Yes | No |
| ・電話（公衆電話、自宅の電話）のかけ方を各人が知っているか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・電話機の側に緊急連絡リストが常備されているか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・メモ、筆記具、要すれば電話録音機が設置されているか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・電話をとる際、こちらから名乗っていないか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・間違い電話に対してこちらの番号を教えてないか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・不審な電話に対する処置を各人が知っているか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・脅迫電話があった場合の処置を各人が知っているか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・使用人が私用で電話をかけていないか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
|
 | | |
| (7) 鍵 | Yes | No |
| ・鍵の取扱いに十分注意しているか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・鍵は常時携帯し、保管にも注意しているか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・鍵に脱落防止措置（鎖や紐を付ける）をしているか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・使用人に鍵を貸与していないか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・入居時に重要な鍵の交換を考慮したか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・鍵を紛失したとき、錠前の交換をしたか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・錠前の取り付けや予備鍵の作成は信頼できる業者に依頼しているか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
|
 | | |
| (8) 休暇などの際の措置と対策 | Yes | No |

- ・信頼できる警備会社があるか
- ・信頼できるガードマンがいるか
- ・信頼できる使用人がいるか
- ・信頼できる知人に時々点検してもらえるか
- （時々駐車場に駐車してもらい、電気をつけてもらう、ゴミを出してもらい、カーテンを開いてもらうなど）
- ・自動タイマー又は感光式の照明（ラジオ等）の設置を検討したか

1. ヴィクトリア州における犯罪統計 (1991年版) 付録

		人	口	4,406,598(1990)
殺人	発生件数 (対前年比)	155		(+ 8.39%)
	発生率	3.5		
	検挙数 (対前年比)	90.97%		(+10.55%)
強姦	発生件数 (対前年比)	590		(+ 6.69%)
	発生率	13.4		
	検挙数 (対前年比)	34.41%		(-16.40%)
傷害	発生件数 (対前年比)	4,206		(+ 7.02%)
	発生率	95.6		
	検挙数 (対前年比)	64.27%		(+ 0.35%)
強盗	発生件数 (対前年比)	1,995		(+12.33%)
	発生率	45.3		
	検挙数 (対前年比)	33.68%		(+ 2.20%)
窃盗	発生件数 (対前年比)	227,250		(+11.29%)
	発生率	5,164.8		
	検挙数 (対前年比)	19.21%		(+ 2.81%)
(うち 侵入盗)	発生件数 (対前年比)	94,201		(+ 8.12%)
	発生率	2,140.9		
	検挙数 (対前年比)	12.60%		(+ 0.82%)
主要犯罪 合計	発生件数 (対前年比)	320,788		(+11.54%)
	発生率	7,290.6		
	検挙数 (対前年比)	25.21%		(- 2.54%)

2. 犯罪防止のための相談または不幸にして犯罪にあった場合の連絡先

- (1) 総領事館 867-3244
- (2) ヴィクトリア警察 894-1796
アジア課日本人係

KAN00010 ソロモン諸島【安全の基礎】

ソロモン諸島

Solomon Islands

出入国時の留意事項

●査証

ソロモンの入国査証は、在日英国大使館、または同領事館で代理発給を行っているが、日本国籍の場合は、長期就業滞在以外は特に事前取得の必要はない（ただし、この情報が各航空会社に徹底していないため、過去、成田で搭乗の際に、航空会社との間でトラブルがあった例がある）。ソロモンより出国する航空券を所持しておれば、1カ月から3カ月間有効の滞在査証が、入国時空港で取得可能。さらに、延長の必要が生じた場合は、1カ月ずつ、最長6カ月まで延長可能。査証料は1回ごとに25ソロモン・ドル（約900円）。

●出入国審査

入国時には、旅券、機内で記入する用紙、復路用航空券の3点が審査対象となる。有効な旅券を有していても、復路用航空券（ないしトラベル・ドキュメント）を持っていないと入国を拒否される場合がある。ソロモン政府および他の英連邦諸国により入国を禁止されている人は入国できない。

出国時には飛行機出発時刻の2時間前に空港へ行き、機内持ち込み荷物だけでなく、すべての手荷物のチェックを受けなければならない。このチェックは可燃物および爆発物が対象とされている。出国税は30ソロモン・ドル（約1000円）。

●通関

ソロモンの通関時の検査は厳重で、渡航者の荷物はすべてチェックされる。

酒類は2リットルまで、紙巻煙草は1カートンまで無税通関が認められている。また、ビデオカセットテープおよび腕時計に対する検査は特に厳しい。前者については1巻につき16.2ソロモンドルの課税がなされ、かつ検閲を受け、内容上好ましくないと判断されたテープ（主に性描写）は没収される。腕時計は2つ以上の持ち込みはできない。税関預りとし出国時に返却してもらうか、税金を払って引き取ることになる。課税率は、商品価格の70%。

さらに、検疫官による検査もなされ、生鮮食料品、花、土等の持ち込みは原則として一切許可されない。

●外貨申告

外貨申告の必要はない。

滞在時の留意事項

●滞在届

ソロモンに28日以上滞在する場合には、目的のいかんにかかわらず、外国人登録を所轄の警察に届け出なければならない。発行された登録証は、帰国時に同警察署に返納することになっている。

●旅行制限

特になし。

●写真撮影の制限

軍事施設など特殊地域のないソロモンでは、撮影制限の行われている場所はない。ソロモンの人にカメラを向けるときも、相応の礼儀を忘れなければ、問題はない。

各種取締法規に関する留意事項

●麻薬

すべての種類の麻薬について、持ち込み、栽培および売買は一切禁じられている。これに違反した場合は、1000ソロモンドル以上の罰金もしくは6カ月以内の懲役が科せられ、その後、国外退去を命じられる。

●不法就労

外国人が就労する許可は、商業基幹産業省労働局 (Ministry of Commerce and Primary Industries, Labor Division) から取得する。不法就労者の処罰は、1000ソロモン・ドルの罰金もしくは6カ月の拘留となっている。国外退去を命じられる場合もあり、再度ソロモンへの入国はできなくなる。

●治安維持

ホテル、レストラン、バーを除く公共の場 (路上、公園など) で、ビール等アルコールを飲むことは法律で禁じられている。

●その他特殊取締

太平洋戦争の激戦地だったソロモン (特にガダルカナル島) に今も多く散在する旧日本兵の遺品の収集および国外への持ち出しは、原則として禁止されている。

風俗、習慣、国民性に関する留意事項

南太平洋に囲まれたソロモンの人々は、一般的に温和で、性質も純朴、対日本人感情も良好である。外国人観光客の来訪がさほど多くなく、ホテル、レストラン、観光業者等のサービスは能率的とはいえないが、これを怠慢と決めつけ叱責するのは好ましくない。また逆に、過分に金品を与えても、チップの習慣のないソロモンでは、真心やプライドを傷つけることにもなるので、留意する必要がある。

ソロモンの大半の人々は、敬けんなキリスト教徒で、飲酒や肉食を厳禁している宗派もあるので、酒杯の無理強いを避けたほうがよい。

安全のためのひとくちアドバイス

首都ホニアラをはじめソロモンの治安は、悪い状態ではなく、「してはいけないこと」や「行ってはいけないところ」に対する注意も、一般常識の範囲内で十分である。ただし、警察に全幅の信頼はおけないので、常時注意を喚起しておく必要がある。また、戦跡巡り、慰霊巡拝等を行う場合、かつての戦場もほとんどはプランテーション等私有地になっているので、土地所有者に事前通報したり、慰霊祭の後片付けを行ったりして、無用な摩擦を避けるようにすること。

健康上の留意事項

ソロモンは、一般のマラリア汚染地域であり、マラリア媒介蚊には十分な注意が必要である。媒介蚊は特に、日没時と日の出時に活動が活発であるため、浜辺での夕涼み等に際しては、靴下、長ズボンを着用し、さらに防虫スプレーを用いるのが望ましい。ホテルに宿泊する場合にも、蚊取り線香 (日本から持参) を就寝前につけておけば安心である。また、薬局ではクロロキン等数種類のマラリア予防・治療薬が、処方箋なしに容易に購入できる。

暴飲暴食や水道水を直接飲むことを避け、下痢をしないよう心がけたり、睡眠を十分に取って体力を充実させておくことも肝要である。神経過敏になる必要はないが、暑さのため体力の消耗も激しいので、たえず体調に留意しておくことが大切である。

マラリア以外の留意事項は他の熱帯地域と変わらないが、虫刺されの跡をかいて出血させると、ハエがたかり (特に海岸)、化膿したり、リンパが腫れ高熱の出ることもあるので、外傷にも注意を要する。

緊急時の連絡先

(非常用) Tel.999

(警察, 消防, 救急サービス, 海難共通)

係員が応答したら, Police, Ambulance, Fire Car, Marineのどれかをまず告げ, 出動を要請する。

●ホニアラ

(病院・救急車)

Central Hospital Tel.23600

在外公館アドレス

●大使館

在ソロモン大使館

Embassy of Japan, National Provident Fund Building, Mendana Avenue, Honiara, Solomon Islands

Tel.22953

KAN00010 ソロモン諸島「防犯の手引き」

安全対策マニュアル (ソロモン)

1. 一般犯罪について

近年のソロモン国では、都市部での傾向として、地方からの、若者流入がふえているところ、これら若者の中には、地元の小学校をおえ、中学校への入学機会に恵まれなかった由、就業のあてもなく都会に出向き、親類縁者を頼って生活しているもの多々見受けられ、日中より、何のあてもなく町を逡巡している若者多々、みうけられます。一方、町は、物資であふれ、若者の好奇心を著しく、そその状況であるが、それら嗜好品等への入手、手だてが、ない。そのため衝動的に外国人宅への押し入りを、企てる、あるいは、町での窃盗を侵す等、この種の犯罪は、ますます、多くなるものと思われる。

以上を踏まえて下記の点につき、注意喚起ねがいます。

(1) 夜間の外出は、極力避ける。

(2) 外出には、刺激的、派手なかたちをさける。

(3) 戸締まりは、留守、在宅中を問わず、しっかりとす (二重三重のロック)。

住宅への防護強化：寝室については、侵入の際、最後の砦として、時間かせぎができるように敷重な防壁を築くこと。

(4) 近所との連絡強化：常日頃より、相互扶助の関係を形成しておく。

(5) 多額の現金、貴重品を持ち歩かないこと。

(6) 単車の施錠は、しっかりとし、極力屋外に保管しない。

(7) 住居内が、あまり外から、見えないようにする。

(8) 財布を裸でもちあるかない。

(9) 帰国間際や、長期に家を留守にする事 (任国外旅行、出張等) をあまり、言いふらさない。

(10) 万一おそわれたら、絶対に抵抗しない。

以上遵守してほしきところ、腕力に自身ある者が、かえって危険であります。即ち襲撃する側は、計画的であり、しばし、我を省みずといった、傾向が、あるので、相手が、強腕と分かれば、それに勝つために、武器にたよることになります。しかも、相手は、奇襲攻撃をかけるので、充分準備もできていません。決して、暴力は、使わないでください。必ず撃たれます。

2. 交通事故、マラリア等疾病について

本件で一番、予防こそ、最大の治療であることを肝に銘じてください。

健康は本人が、守る事であり、異常事態となれば、本人だけでなく、周辺の者にも多大な迷惑をかける事となるので、充分自覚を促します。

なお、暴飲 (酒の無理強い)、暴食、夜更かしは、禁物。

3. 船外機ボート、カヌーの利用について

海に出る事が、必然となりましょうが、自然の猛威、強大さをあらためて認識してください。ついては、次のことを、遵守してください。

(1) ライフジャケット、水、食料、パドル、スペアパーツ等の積載 (シアピンは、折れ易く、しかも同ピンがなくなればエンジンを動かす事が、できない。なお海中に落下させる危険もあり、予備のエンジンを積み込むことがのぞましい)。

(2) 関係者への行き先、通報。(予定変更の場合も必ず連絡を)

(3) 洋上交通ルールの認識 (第一富士丸事故を想定)

(4) 気象情報の、把握 (携帯ラジオの持参、若干たりとも、危険の可能性あれば、出発を見合わせる勇気を持ち同乗予定者も説得する。)

(5) 過剰積載をさける。

- (6) 燃料の予備積載。(カー業者は、お金が無いので必要最低限に抑える傾向があるが、海の上では何が起こるかわからない)
- (7) 火災発生にあらかじめの備えを。

KAN00010 西サモア【安全の基礎】

西サモア

Western Samoa

出入国時の留意事項

●査証

入国時に、往復航空券を提示すれば空港で30日以内滞在の査証が得られる。30日以上滞在の場合は、前もって査証の申請が必要。この場合最長6カ月まで滞在可能な査証が与えられ、後は西サモアで延長の手続きを行う。

●出入国審査

予防注射は必要なし。

●外貨申告

入国時、必要なし。ただし、出国の際に1000タラ以上を外貨に換えるには、外貨をタラに換えたときの銀行発行の換金証明書が必要となる。タラの国外持ち出しは禁じられている。

●通関

麻薬、火器、動物、植物等は持ち込みが禁止されている。映画の撮影等のために機材を持ち込む場合は、機材のリストを提出するとともにボンド（輸入品にかかる関税と同額）を入国時に支払い、出国時に払い戻しを受ける。ただし、2週間以内程度の短期滞在の場合は、リストのみの提出でよいこともある。出国時にリストと現物を照らし合わせ、売却されたと思なされるものについては関税を支払わなければならない。

滞在時の留意事項

●滞在届

必要なし。

●旅行制限

特になし。

各種取締法規に関する留意事項

●麻薬

麻薬類の不法所持者は厳しく罰せられる。

不法就労

査証の期限以上の不法滞在、不法就労等は強制送還の対象になる。

風俗、習慣、国民性に関する留意事項

歩きながらの飲食はマナーに違反するので、注意すること。ただし、アピアは西欧化されているので例外である。

西サモアは基本的に、伝統的なマタイ制度が根強く残る村落社会であるので、特にアピアを除く村では、何をするにもまず村のマタイ（酋長）の承認を得ることが必要である。またファレ（村の民家）の前を通るときは、内部をのぞき見たり無断で写真を撮るなどして、村民の感情を害さないように注意すること。

安全のためのひとくちアドバイス

都会（アピア）よりも村落のほうが治安は良い。

健康上の留意事項

一般的に、西サモアは病気の少ない国と言われ、医療施設の充実にも開発途上国としては、かなりの配慮がなされているが、破傷風、 Dengue熱、フィラリアといった病気はある。

また、1992年から1993年にかけて腸チフスが発生したが、流行はせず下火となった。短期の場合は、上記の病気をそれほど気にかけることはない。西サモアについては、水道施設も十分整備されていないので、飲料水について注意すれば、そのほかはほとんど心配することはない。ただし、長期の場合は、飲料水はもちろん、このほか高温多湿の気候であることから食物が腐敗しやすいことにも、常に注意することが必要である。

また、小さい島国という特殊性から精神面での負担が大きく、これが健康を害する一因にもなっているので、気分転換を心がける必要がある。

上記の諸点に留意して生活すれば、特に健康について心配することはないが、いずれにせよ、年中暑い国柄であるので、規則正しい生活をする、睡眠をよくとることがポイントになる。

緊急時の連絡先

緊急時の連絡方法は電話局に電話をかけ、必要な緊急連絡先につなぐ形式になっている。したがって、緊急時の電話番号は「22-222」(Police)を回せばよい。

緊急時の言葉

(サモア語)

「助けて」=フェソアソアニ・マイ

「警察」=レオレオ

「泥棒」=ガオイ

「警察を呼んでくれ」=ファモレモレ・バラアウ・レオレオ

「消防車」=タバレ・フイムー

「パトカー」=タバレ・レオレオ

「救急車」=タバレ・ファレマイ

英語が一般的に通じるので、特に現地語でなければならぬということはない。

在外公館アドレス

●兼轄公館

在ニュージーランド大使館

KAN00010 ニュージーランド【安全の基礎】
ニュージーランド
New Zealand

出入国時の留意事項

●査証

日本とニュージーランドとの査証免除取極により、観光、商用など就職、留(就)学や報酬を目的としないで90日以内滞在しようとする一時訪問者は査証を必要としない。また、18歳から25歳(場合によっては30歳)までの者はワーキングホリデーの査証で最長12カ月間滞在することができ、休暇滞在中に資金を補うため、全体の半分程度の期間、臨時的な仕事に就くことが認められる。その他については、入国目的、滞在期間に応じた査証の取得が必要だが、12か月を超えてニュージーランドに滞在しようとする者は、査証申請にあたって、胸部のレントゲン写真および健康診断書が必要となる(査証の詳細については、事前に在日ニュージーランド大使館に要確認)。旅券の残存有効期間は、滞在予定期間プラス3か月以上必要。滞在中に一時海外に渡航する者は、数次(Multiple)査証所持者を除き、出国前にそのつと移民局の事務所で再入国許可書を取得する必要がある。

●出入国審査

入国にあたっては、必要査証の有無のほか、帰りの航空券や滞在費(1か月当たり滞在費1000ニュージーランド・ドル相当額、ただし親戚、知人等の家に滞在することが確認できる場合は、400ニュージーランド・ドル相当額)についても審査がなされる。長期滞在者の場合、入国時に与えられる滞在期間は取得した査証資格による。滞在期間の延長更新を希望する場合は、後日最寄りの移民局の事務所に申請できる。なお、ニュージーランドは動植物の検疫が極めて厳しいため、とりわけ食料品等は事前に関係機関および関係者に照会したほうがよい。また、ニュージーランドの野生動物や剥製の持ち出しも禁じられている。

●外貨申告

入国時、必要なし。

●通関

身の回り品のほか17歳以上の者については、煙草1カートン(紙巻タバコ200本または葉巻50本)およびウイスキー1本(1.125リットル以下)またはワイン4.5リットル(750ミリリットル×6本)、またはビール4.5リットルのいずれかを無税で持ち込むことができる。その他の品目については、合計して700ニュージーランド・ドル相当額を超える場合、超えた分について関税が課される。また、麻薬や銃砲刀剣類ならびにいかがわしいフィルム、ビデオカセット、雑誌等の不法持ち込みが発覚した場合、罰金刑や禁固刑等が科せられる。なお、映画やTVの取材班の携行機材については、機材リストATA Carnetの提出を求められるが、供託金は必要ない。

滞在時の留意事項

●旅行制限

軍事施設等の特殊な場所を除いて、特に制限はない。

●写真撮影の制限

軍事施設等の特殊な場所を除いて、特に制限はない。

各種取締法規に関する留意事項

●麻薬

麻薬類の不法所持については次のような厳しい刑罰が科せられる。
ヘロイン、LSD等は最高無期懲役。オピオン、コカイン、モルヒネ等は最高14年の懲役。マリファナ等は最高8年の懲役。

●不法就労

軽微な不法就労の場合、嚴重注意や滞在期間の制限で済むが、悪質な場合は国外退去処分等に処せられ、身元引受人も同時に罰せられることがある。就労許可は1つの雇用契約についてのみ発給されており、その他の就労は認められていない。

風俗、習慣、国民性に関する留意事項

マオリ社会には伝統的な風俗、習慣があり、女人禁制の行事もある。また、マオリ人のマラエ（集会場周辺地域）への無断立ち入りや集会場での土足使用はたいへん失礼なこととされているので、マオリの家庭等を訪問する際には十分配慮する必要がある。

安全のためのひとくちアドバイス

ニュージーランドでは最近犯罪が増えてきている。どこの都市にも必ず、夜になると若者がたむろして騒いでいる場所がいくつかあるが、このような場所にはなるべく近寄らないようにしたほうがよい。特に、女性が1人だけで夜間に外出するのは避けたほうがよい。また、「立ち入り禁止」などの特別な標識に注意を払わなかったため、人身事故が起きた例があるので、特別な標識には十分注意する必要がある。

長期滞在者の中には、単独でアパートを借りるケースが見られるが、契約条項を理解しないまま契約書に署名したため、アパートを出るに際し、特に金銭上の問題を起こしたり、家賃の支払いにつき、トラブルが発生するケースが見られる。アパートの賃貸契約にあたっては、十分注意する必要がある。また、家賃の支払いについては銀行振込、小切手による支払いが望ましく、やむを得ず現金で支払う場合には、必ず支払い時点で領収書ももらうよう心がける。また、日本を出発する前に海外旅行傷害保険等、十分な保険に加入することが望ましい。

健康上の留意事項

一般的に一日の中でも天気の変わりやすい土地柄なので、雨具は常に携帯したほうがよい。夏でも北島の一部を除いては、朝夕かなり気温が下がるのでセーター、上着等を準備したほうがよい。

破傷風の予防接種を受けていることが望ましい。

緊急時の連絡先

（緊急） Tel.111

警察、救急車、消防署は111をダイヤルし、Police, Ambulance, Fire 等、該当するものを告げる。

緊急時の言葉

「泥棒だ」＝ロバリー

「火事だ」＝ファイア

「事故だ」＝アクシデント

「病気だ」＝イルネス

在外公館アドレス

●大使館

在ニュージーランド大使館

Embassy of Japan, 7th Floor, Norwich Insurance House, 3-11 Hunter Street, Wellington 1, New Zealand (P.O.Box6340)

Tel.473-1540

●総領事館

在オークランド総領事館

Consulate-General of Japan, 6th Floor, National Mutual Centre Bldg.,
37-45, Shortland Street, Auckland, 1, New Zealand (P.O.Box 3959)
Tel.303-4106

●駐在官事務所

在クライストチャーチ駐在官事務所

Consular Office of Japan, Level 5, 764 Columbo Street,
Christchurch 1, New Zealand (P.O.Box 1469, Christchurch)
Tel.366-5680,366-9030

1. はじめに

ウエリントンは風光明媚な自然環境に恵まれ貧富の差の少ない経済社会環境にあり政情も安定し、治安も良く外国人滞在者にとり比較的安全な土地といわれています。

しかしながら、こうした平和な土地柄でも、近年、失業の増大等経済情勢の悪化を背景に年々相当数の犯罪や事件が発生しており、邦人の方々がまきこまれるケースも増大する傾向にあります。

この手引は、在留邦人、日本からの旅行者あるいは出張者の皆様方がウエリントンで平和にかつ安全に生活や旅行ができることを願って作成したものです。皆様のお役に立てば幸いです。

2. 防犯対策

日常からその安全対策を考えておくとかかなりの被害を防ぎうると思われますので、以下罪種別にその対策や心構えについて述べてみたいと思います。

(1) 窃盗対策

(イ) 空巣等侵入盗犯対策

(a) 家自体の防衛のため、入口ドア、窓を強化し、二重錠等で補強しておく。

(b) 屋外灯はできるだけ明るくし、視界をさえぎる庭の樹木等の枝払いなどをして、家からの見通しを良くしておく。(これらは心理的な犯罪抑止に効果。)

(c) 家を留守にしたり、就寝するときには施錠を励行し、その確認を怠らないようにする。

(夜間外出の際は家の内外の電灯を必要最小限つけ放しにして、在宅にみせておくことも一案。)

(d) 貴重品等は錠の掛かる場所に保管する。

(万が一の場合を考え、自宅、事務所等施錠できるキャビネット・ロッカー等保管場所を分散しておくことも一案。)

(e) 長時間家をあける時は、親しい友人、知人、隣人等に家及び郵便受けを見てもらうようにする。

(f) 高価な宝石、貴重品・財布等は外からのぞいても見えないような保管場所に移しておく。(見ると欲しくなる心理的な犯罪抑止に効果)

(ロ) 車上狙い対策

(a) 短時間の駐車といえども、ドア・ロックが確実に施されているかどうか必ず確認する習慣をつける。

(ともすれば、車窓の締め忘れ、トランクの鍵の掛け忘れ。)

(b) 車を離れる時は、車内に物を放置しない。

(犯人が誘惑にかられる原因。どうしても持ち運びできない物がある場合は、人目に触れない所でトランク内に入れて鍵を掛けておくことが必要。)

(c) 路上での長時間駐車は避け、極力車庫等に入れる。

(ハ) 旅行時における盗難対策

(a) 安全度の高いホテル等の宿泊施設を必ず利用し、極力野宿はしない。

(b) 手荷物等の所持品はたえず所持するようにする。

(常に自己の支配内に置いて、目を離さないようにすることが大切。)

(c) 貴重品や当座必要な額以上の現金を持ち歩かないようにする。

(鍵の掛かるアタッシュ・ケース等に入れて置くだけでは、万全ではない。その時の状況に応じて身につけて歩くか、ホテルの貴重品預かりを利用することが大切。)

(d) 道が細く狭いごみごみした一見物騒な予感のするところへは近づかない。

(e) 知らない人に誘われ安易についていくことは危険。

(f) 宿泊先においての外出、就寝の際は、部屋の入口ドア、窓、ベランダ等に必ず鍵を掛けておく。

(安いホテルに泊まろうとする場合は、貴重品等を同ホテルのセイフティー・ボックスに預けるにしても安全度を確認し、また安全上防犯設備に手抜きがある場合があるので、より一層の注意が必要。)

(2) 家屋侵入対策

(イ) 前記(1)の(イ)空巣等侵入盗犯対策の各項目を参考にして対策を講じる。

(ロ) 来訪者の身分、用向きをよく確認し、極力見知らぬ者を敷地内に入れないようにする。

(ハ) 建物内部にあるドアにも鍵を掛け、侵入者の障害物になるものをできるだけ多くする。

(ニ) 侵入されてしまった時は抵抗したりせずに、まず自分の安全を第一と考える。

(ホ) 番犬を飼うことも家庭の安全を守るうえで役立ち、防犯上の効果がある。

(3) 婦女暴行対策

前記(1)の(ハ)旅行時における盗難対策の各項目は、(b)、(c)を除きすべて婦女暴行対策にそのまま準用することができる。その他、留意すべき点として次のことがあげられる。

(イ) 昼間といえども人通りの少ない場所での一人歩きや、夜間の一人歩きは絶対にしない。

(ロ) 男性がたむろしている場所には近づかない。

(ハ) 露出部分の多い刺激的な服装での外出は控える。

(ニ) 旅行、ドライブは男性同伴かつ複数で行う。

(ホ) 見知らぬ人を絶対に家の中や室内に入れない。

3. 最後に当地ではあまり発生することはないようですが、誘拐防止のための具体的対策を付記し、皆様のご参考に供したいと考えます。

(1) 自宅、事務所等における対策

(イ) しかるべく安全施設を施す。

(ロ) 未知の者を家に入れない。

(ハ) 使用人は身許を良く調査したうえで雇用する。また、使用人に行動予定や旅行計画の細部等を聞かせない。

(ニ) カーテンの隙間等から通りの様子をチェックし、一見何でもないことであっても、毎日起きていることとは違う事柄に注意する習慣をつける。

(a) 犯人は予め、道路、電話工事、セールス、郵便物などの配達、散歩、人待ち等を装い、目標とする者の事前調査をするものである。

(b) 駐車中の車にも注意を払い、車の中に潜んでいる者がいないかどうか確認する。

(c) 同一人物、同一車両が毎日ある場合は、犯人である可能性が高いので警察へ通報する。

(ホ) 事前発生に備え、旅券、保険関係書類、所在地及び日本の連絡先リストの必要書類や医療関係記録(病歴、血液型、常用薬、持病、歯科医の記録)を整理して家族等にすぐ分るようにしておく。

(2) 外出、通勤時における対策

(イ) 行動スケジュールは秘匿すること。先に行動予定を明らかにし、これと異なった行動を意識的にすることも一案。

(ロ) 外出する前に、予め周囲の状況をチェックし安全を確かめる。また待伏せ予防のために、自宅や事務所に駐車中のタクシーは可能な限り利用しない。

(ハ) 定期的かつ頻繁な外出は、犯人に絶好の材料を与えるため控える。

(ニ) 不必要な夜間外出はできるだけ避け、外出する場合は帰宅時間を家族ないし信頼

する友人に告げておく。

(ホ) 通勤や買物の際はその経路や時間をできるだけ変更する。

(3) 車両利用時における対策

(イ) 車両に乗車する際は、車中、車の下、前後に不審物件がないかどうか確認して乗車する。

(ロ) 過去の例をみると、車の乗降の際が特に危険であるので、不審な車や人物が周囲にいないか注意する。

(ハ) 常に不審車両がないかどうか確認しながら運転する。

(ニ) 追尾されていると思われる状況があった場合は最寄りの警察署または兵舎等に避難する。また、相手車両の運転手、同乗者の人相、車の型・色・ナンバーをできるだけ記憶し、通報できるようにしておく。

(ホ) 移動ルートを特定化しない。運転手には車に乗ってから行先を指示する。ただし、裏通りや寂しい田舎通りは避ける。

(ヘ) 道路ではなるべく中央車線を走り、交通渋滞道路、事故発生現場等は回避する。

(ト) ドアは必ずロックする。車の窓も必ず閉めるようにし、やむを得ない場合はわずかししか開けない。

(チ) ヒッチハイカー等は同乗させない。

(リ) 走行中、前を走る車が特別の理由なく突然減速し停車するような場合、これにつられて停車することなく急ぎ追抜くか、または引返すようにする。

4. 緊急連絡先

日常から仲の良い友人、知人及び隣人等と緊急連絡体制をとっておくことが必要ですが、ここでは公的機関を参考までにあげておきます。

(1) 警察、救急車、消防等緊急事件の場合の電話番号

111番

(2) 日本大使館

EMBASSY OF JAPAN
7TH FLOOR, NORWICH INSURANCE HOUSE
3-11 HUNTER STREET WELLINGTON 1
NEW ZEALAND

勤務時間 月曜日—金曜日

午前9時—午後12時半及び午後1時半—午後5時

(なお、土曜・日曜及び祝日は閉館致します。)

TEL. NO. (04) 473-1540

TLX. NO. NZ 3544

FAX. NO. (04) 471-2951

KAN00010 ●オークランド「防犯の手引き」

安全対策について

平成4年10月

在オークランド総領事館

はじめに

日本は世界でも有数の安全な国です。従って、日本での日常生活で、身の危険を感じたり、特別の安全対策を講じなければならないような事は、まず無いと言ってよいでしょう。このため、日本では安全について無関心でも過ごせますが、このような生活態度が、そのまま海外で通用するとは限りません。海外で思わぬ事故・事件等に巻き込まれない様にするためには、どうしてもそれ相応の努力を払うことが必要になります。

ここでは、当地で安全な生活をするために、日常どのようなことに心掛ければよいかについて考えてみました。皆様の参考に供していただければ幸いです。

なお、事件や事故に巻き込まれた際は下記に御一報下さい。

在オークランド日本国総領事館 303-4106

A. 当地の犯罪傾向

10年前までは鍵を掛けずに外出しても、空巣等の盗難に遭うことが少なかった当地でも、昨今、この種の犯罪が多く発生しています。

また、犯罪の傾向も、数年前までは置引き、窃盗等の単純犯罪が主なものでしたが、近年は傷害、強姦、殺人等の凶悪犯罪、及び薬物常習者による犯罪等が目立って来ております。当国の警察当局も犯罪の防止及び取締りに積極的に取り組んでいます。身の安全を計るためには、まず自ら犯罪に巻き込まれないように努力することが必要です。

B. 家庭内に於ける注意事項

イ. 短時間の外出であっても窓や戸の鍵が掛かっているかどうかを確認する。

ロ. 必要に応じ警報装置を設置する。またすでに設置している家庭にあつては外出時には必ずセットする。

ハ. 合鍵を入口の近くに隠しておかない。

ニ. 夜間や長期外出の場合には、隣近所に声をかけると共に、部分的に明りをつけておいたり、郵便物をためないように工夫する。(隣人に預ってもらうよう依頼する)

ホ. 昼間見知らぬ人が訪れた場合、むやみに戸を開けないこと(必ず身分、要件を確認し、不明の場合は用件等を御主人の会社に連絡してもらうようにする)。

ヘ. 入口の扉は、たとえ在宅中でも閉めて施錠しておく。

ト. 家屋の周囲に足場になり易いものを置かない。

チ. 緊急連絡用の電話表を作成し、電話のそばで見やすい場所に置いておく。

C. 外出時に於ける注意事項

イ. 一人歩きは周囲に十分注意し、照明のある場所を選ぶ。

ロ. 車を利用する場合は必ずロックをかける。

ハ. 車に乗降の際が最も危険ですので、乗降時は周囲に対し十分注意する。

D. 国際犯罪について

当国は日本との間で査証免除取極を結んでおり、相互の国民が観光の目的で出入国する場合3ヶ月に限って自由に往来できるようになっています。この為、日本の旅券を所持し

ている限り自由に当国に入国できる訳ですが、近年新聞等にも掲載されているとおり、日本赤軍を始めとする国際的テロ・グループが各地に於て活動しており、当地公安当局も空港入国管理局と密接な連絡を取り合い、入国する邦人旅行者に対して十分にチェックしています。しかし、不審者等が当局に発見されず潜入する事も十分考えられ、また、現地人を使って誘拐を狙う事も考えられます。

これに対し完璧な自衛策は困難ですが、過去の例を見ますと、犯人が犯行に及ぶ前に、ターゲットの行動を詳細に把握している場合が多く見られます。言い換えれば、行動にちょっとした工夫をこらすことにより、犯行を諦めさせたり、犯行の犠牲になることを免れることができることを忘れないで下さい。

イ. 出勤時、必ず家の近くに駐車している車や歩行者などに普段と変わったところがないか観察する。

ロ. 運転中は周囲、特に後方に尾行車がないか確かめる。

ハ. 判で押したように同一ルートを使用することは最も危険なので、時折ルートを変更する。

ニ. 通勤路やよく利用するルートについては警察署、政府機関建物等が何処にあるか予め頭に入れておく。不審車に尾行された場合、信号の無視や急な右・左折でかわす方法もあるが、事故の危険が高いため、上記のような安全な場所へ避難することが望ましい。

また、故意と思われる事故、不審な点がある事故に遭遇した場合には、すぐ車から降りず、よく確認して、不審と思われる場合には、これ等の場所へ避難して届け出ることが望ましい。

ホ. 車の乗降時が最も危険であるので、周囲を良く見極めて不審者がいないかどうかを必ずチェックする。

E. 事故・犯罪に遭った場合

万一、不幸にして事故犯罪に巻き込まれた場合の対処の方法例。

1. 盗難（空き巣、ひったくり、強盗その他単純犯罪）

(イ) 空き巣

a. 盗難現場を維持（そのままにしておく）し、速やかに111番で警察に連絡して所定の手続きをとる。（後日保険請求の際、盗難証明が必要となるため）

b. 保険の手続きを行う

(ロ) ひったくり

とっさの事で慌ててしまいがちですが、決して追いかけたりしないで犯人の特徴、人相、服装等をよく観察し、また、近くの人に援助を求め警察に届ける。（犯人は複数の場合が多く、追いかけるとかえって危険、また、ショルダー・バッグ等を切るための刃物を持っていることがあり注意を要する）

(ハ) 強盗

抵抗しない事、大声を上げるとかえって犯人を刺激することになる。空き巣が物色中に偶然帰宅して犯人と出くわしたため、空き巣が強盗に早変わりする場合がある。犯人は顔を見られると凶暴になる場合が多いので、帰宅して様子がおかしい場合には、近所の人に連絡するか、警察に通報するほうが安全。不幸にして犯人と出くわしてしまった場合は抵抗しない方が安全。（就寝中に入られた場合も起きて騒がず、命の安全を計ることが第一です。）

2. 交通事故

近年の当地交通事故事情は悪化の一途を辿っており、邦人が事故に巻き込まれる事例が増加していますので、運転には十分注意して下さい。万一事故に遭った場合の対処方法例です。

a. 出来るだけ冷静に対処する。

b. 事故の状況を的確に判断する。

- (イ) 同乗者のケガ
- (ロ) 相手方のケガ人の有無
- (ハ) 周囲の状況
- (ニ) 道路の安全等を確認
- c, 警察及び救急車の出動を要請
 - (イ) 近くに民家のある場合は事情を説明し、連絡してもらう。
 - (ロ) 民家のない場合には通行中の車に依頼する。
- d, 現場の確保
 - (イ) 出来るだけ物的証拠(写真、見取り図)を残しておき、現場の状況・日時を確認、また目撃者が居る場合は氏名・連絡先を聞いておく。
 - (ロ) 相手の居る場合には、相手の免許証・保険証を確認する。
- e, 警察による事故調査
 - (イ) どんな些細なことでも警官に対し説明する。
 - (ロ) 刑事事件に発展しそうな場合には、会社等を通じて指示を仰ぐとともに、警察の事故調査に不当に書かれないよう注意する。
 - (ハ) 事故は双方に正当な部分と落度がある場合が多い。当国の人は自己の落度よりも正当性を強く主張するのが普通です。一方日本人は落度にとらわれて自己の正当な部分を主張しない者が多い。これはかえって事故の処理を面倒にする場合が多いので、先ず事故の正当性を強く主張することが大切。
- f, 自動車事故を未然に防ぐ(防ぎようのない突発的なものもありますが)努力も必要です。主なものとしては、
 - (イ) 始業点検を行う(外出前、少なくともブレーキ、エンジン、タイヤ、ハンドル、ランプ類等の基本的な装置の整備点検を行う)
 - (ロ) 子供は必ず後部座席に座らせ、シートベルトを着装する。
 - (ハ) 急ぐと事故を起す可能性が高くなるので、制限スピードを守っても目的地に時間内に到着できるように十分な時間の余裕を見ること。
 - (ニ) 高速道路での事故はしばしば惨事となることが多いので運転には特に気を付けること。『ブレーキは早めにスピードは控え目に』。
 - (ホ) 不必要に夜間、雨天時に運転することは避ける。
 - (ヘ) 過労運転は居眠り運転につながる為、十分な休養をとった上で運転する。
 - (ト) 飲酒運転は行なわないこと(当国では近年飲酒運転を特に厳しく取り締まっており、検挙された場合には免許取り消しや高額な罰金を払うこととなります)
 - (チ) なお、ロープや必要な工具、懐中電燈なども積んでおくことが望ましい。
- F. 病気の場合
 - a, 病気の病状について自己判断せず、早くホーム・ドクターにかかること。
 - b, 緊急の場合は救急車(111番)を呼び病状を正確に伝える。
- G. 火災等
 - a, 冷静に行動すること。身体、生命が危険にさらされないようにすることを第一に考え、もし、初期消火が可能であれば、消防署に通報すると共に(近所の人に連絡をしてもらうか、111番に通報し住所を告げる)消火に努める。
 - b, 初期消火が無理と思われる場合には絶対無理をせず速やかに避難する。
 - c, 火災の際に持ち出す貴重品は普段より整理して、すぐに持ち出せるように管理しておく事が望ましい。但し、火災の際は身体、生命に対する危険の有無を第一にし、貴重品の持ち出しにとらわれないこと。
 - d, 普段より防火管理を十分にしておくこと
 - (イ) 消化器の設置
 - (ロ) タバコ及び子供の火遊びは最も危険
 - (ハ) バーベキュー等の火の取扱いは十分注意し、万一の場合に備え消火用の水を用意しておくこと。
- H. 関係各機関電話番号

- a, 警察、消防、救急車
111番 (特に救急車は579-9099も可)
- b, 病院
- | | |
|----------------|----------|
| (イ) オークランド中央病院 | 379-7440 |
| (ロ) グリーンレーン病院 | 638-9909 |
| (ハ) ミドルモア病院 | 276-0000 |
| (ニ) ノースショア病院 | 486-1491 |
| (ホ) 国際婦人病院 | 638-9919 |
- c, オークランド中央警察 379-4240
- d, 在ニュージーランド日本国大使館 04-473-1540

1. はじめに

クライストチャーチはガーデン・シティと呼ばれる風光明媚な自然環境と貧富の差の少ない経済社会環境に恵まれ政情も安定し、治安も良く外国人滞在者にとり比較的安全な土地といわれています。

しかしながら、こうした平和な土地柄でも、近年、天災の増大等経済情勢の悪化を背景に年々相当数の犯罪や事件が発生しており、邦人の方々がまきこまれるケースが増大する傾向にあります。

この手引は、在留邦人、日本からの旅行者あるいは出張者の皆様がウエリントンで平和にかつ安全に生活や旅行が出来ることを願って作成したものです。皆様のお役に立てば幸いです。

2. 防犯対策

日常からその安全対策を考えておくとかかなりの被害を防ぎうるものと思われますので以下罪種別にその対策や心構えについて述べてみたいと思います。

(1) 窃盗対策

(イ) 空巣等侵入盗犯対策

- (a) 家自体の防衛のため、入口ドア、窓を強化し、二重鍵等で補強しておくこと。
- (b) 屋外灯はできるだけ明るくし、視界をさえぎる庭の樹木等の枝払いなどをして、家からの見通しをよくしておくこと。(これらは心理的な犯罪防止に効果。)
- (c) 家を留守にしたり、就寝するときには施鍵を励行し、その確認を怠らないようにすること。(夜間外出の際は家の内外の電灯を必要最小限つけ放しにして、在宅にみせておくことも一案。)
- (d) 貴重品等は鍵の掛かる場所に保管すること。(万が一の場合を考え、保管場所を分散しておくことも一案。)
- (e) 長期間家をあける時は、親しい友人や知人に家を見てもらおうようにすること。

(ロ) 車上狙い対策

- (a) 短時間の駐車といえども、ドア・ロックが確実に施されているかどうか必ず確認する習慣をつけること。(ともすれば、車窓の締め忘れ、トランクの鍵の掛け忘れ)
- (b) 車を離れる時は、車内に物を放置しておかないこと。(犯人が誘惑にかられる原因。どうしても持ち運びできない物がある場合は、人目にふれない所でトランク内に入れて鍵を掛けておくことが必要。)
- (c) 路上での長期間駐車は避け、極力車庫等に入れておくこと。

(ハ) 旅行時における盗難対策

- (a) 安全度の高いホテル等の宿泊施設を必ず利用することとし、極力野宿はしないこと。
- (b) 手荷物等の所持品はわずかの間その場を離れるにしても手に持つようにすること。(常に自己の支配内に置いて、目を離さないようにすることが大切。)
- (c) 貴重品や当座必要な額以上の現金を持ち歩かないようにすること。(鍵の掛かるアタッシュケース等に入れて置くだけでは、万全ではない。その時の状況に応じて身につけて歩くか、ホテルの貴重品預かりを利用することが大切。)
- (d) 道が細く狭いごみごみした一見物騒な予感のするところへは近づかないこと。
- (e) 知らない人に誘われ安易について行くことは、危険と思うこと。
- (f) 宿泊先においての外出、就寝の際は、部屋の入口ドア、窓、ベランダ等に必ず

鍵を掛けておくこと。(安いホテルに泊まろうとする場合は、安全上防犯設備に手拔かりがある場合があるのでより一層の注意が必要。)

(2) 家屋侵入対策

(イ) 前記(1)の(イ)空き巣等侵入盗犯対策の各項目を参考にして対策を講じること。

(ロ) 来訪者の身分、用向きをよく確認し、極力見知らぬ者を屋敷内に入れないようにすること。

(ハ) 建物内部にあるドアにも鍵を掛け、侵入者の障害物になるものをできるだけ多くすること。

(ニ) 侵入されてしまった時は抵抗したりせずに、まず自分の安全を第一と考えること。

(ホ) 番犬を飼うことも家庭の安全を守るうえで役立ち、防犯上の効果があること。

(3) 婦女暴行対策

前記(1)の(ハ)旅行時における盗難対策の各項目は、(b)、(c)を除きすべて婦女暴行対策にそのまま準用することができる。その他、留意すべき点として次のことがあげられる。

(イ) 昼間といえども人通りの少ない場所での一人歩きや、夜間の一人歩きは絶対にしないこと。

(ロ) 男性がたむろしている場所には近づかないこと。

(ハ) 露出部分の多い刺激的な服装での外出は控えること。

(ニ) 旅行、ドライブは男性同伴かつ複数で行うこと。

(ホ) 見知らぬ人を絶対に家の中や室内に入れないこと。

(4) 路上暴行対策

(イ) 夜間は勿論のこと、昼間といえども人通りの少ない場所又は道路での1人歩きの際は、あまり風采の良くない若い男女がたむろしている場所には近づかないこと。

(ロ) 相手から声をかけられても、あまりこれに応ずることのないよう注意すること。

(5) 置引犯対策

(イ) 商店内、銀行のカウンター・飛行場のチェック・イン・カウンター、観光地等で貴重品を入れた手さげバッグ、又はカバン等を目のとどかないカウンター、足もと等に置かないこと。

(ロ) 見知らぬ人がつきまとっていると思われる時は特に注意すること。

3. 最後に当地ではあまり発生することはないようですが、誘拐防止のための具体的対策を付記し、皆様のご参考に供したいと考えます。

(1) 自宅、事務所等における対策

(イ) しかるべく安全施設を施すこと。

(ロ) 未知の者を家に入れないこと。

(ハ) 使用人は身許を良く調査したうえで雇用すること。また、使用人に行動予定や旅行計画の細部等を聞かせないこと。

(ニ) カーテンの隙間等から廻りの様子をチェックし、一見何でもないことであっても、毎日起きていることとは違う事柄に注意する習慣をつけること。

(a) 犯人は予め、造業、電話工事、セールス、郵便物などの配達、散歩、人待ち等を装い、目標とする者の事前調査をする。

(b) 駐車中の車にも注意を払い、車の中に潜んでいる者がいないかどうか確認する。

(c) 同一人物、同一車両が毎日ある場合は、犯人である可能性が高いので警察へ通報する。

(ホ) 事前発生に備え、旅券、保険関係書類、所在地及び日本の連絡先リストの必要書類や医療関係記録(病歴、血液型、常用薬、持病、歯科医の記録)を整理して家族等に分かるようにしておくこと。

(2) 外出、通勤時における対策

(イ) 行動スケジュールは秘匿すること、先に行動予定を明らかにし、これと異なった行動を意識的にすることも一案。

(ロ) 外出する前に、予め周囲の状況をチェックし安全を確かめること。また待伏せ予防のために、自宅や事務所に駐車中のタクシーは可能な限り利用しないこと。

(ハ) 定期的かつ頻繁な外出は、犯人に絶好の材料を与えるため控えること。

(ニ) 不必要な夜間外出はできるだけ避け、外出する場合は帰宅時間を家族ないし信頼する友人に告げておくこと。

(ホ) 通勤や買物の際はその帰路や時間をできるだけ変更すること。

(3) 車両利用時における対策

(イ) 車両に乗車する際は、車中、車の下、車後に不審物件がないかどうか確認して乗車すること。

(ロ) 過去の例をみると、車の乗降の際が特に危険であるので、不審な車や人物が周囲にいないか注意すること。

(ハ) 常に不審車両がないかどうか確認しながら運転すること。

(ニ) 追尾されていると思われる状況があった場合は最寄りの警察署または兵舎等に通報すること。また、相手車両の運転手、同乗者の人相、車の型・色・ナンバーをできるだけ記憶し、通報できるようにしておくこと。

(ホ) 移動ルートを特定化しない。運転手には車に乗ってから行き先を指示すること。ただし、裏通りや寂しい田舎通りは避けること。

(ヘ) 道路ではなるべく中央車線を走り、交通渋滞道路、自己発生現場等は回避すること。

(ト) ドアは必ずロックする。車の窓も必ず閉めるようにし、やむを得ない場合はわずかししか開けないこと。

(チ) ヒッチハイカー等は同乗させないこと。

(リ) 走行中、前を走る車が特別の理由なく突然減速し停車するような場合、これにつられて停車することなく急ぎ追抜くか、または引返すようにすること。

4. 緊急連絡先

日常から仲の良い知人、隣人等と緊急連絡体制をとっておくことが必要ですが、ここでは公的機関を参考までにあげておきます。

(1) 警察、救急車、消防等緊急事件の場合の電話番号

111番

(2) クライストチャーチ駐在官事務所

Consular Office of Japan
Level 5, Robt. Jones House
cnr Armagh & Colombo Streets
CHRISTCHURCH 1
NEW ZEALAND

Tel: (03) 665 680

Fax: (03) 653 173

勤務時間 月曜日～金曜日

午前9時～午後12時及び午後1時～午後5時

(なお、土曜・日曜及び祝日は閉館致します。)

KAN00010 パプア・ニューギニア【安全の基礎】

パプアニューギニア

Papua New Guinea

(注) 1994年1月15日現在、パプアニューギニアにはブーゲンビル島に渡航自粛勧告が、また、その他の地域に注意喚起が発出されている。

出入国時の留意事項

●査証

最寄りのパプアニューギニア在外公館で、査証を入手する必要がある。在外公館は東京のほかマニラ、シドニー、ブリスベン等19カ所あるが、在外公館のない国ではオーストラリア大使館が代行して査証を発給している（ただし、査証発給に時間を要する）。査証は観光、商用および就労・滞在の3種類があり、申請には写真1枚が必要である。観光を除き、査証の取得には通常2～4週間以上かかることが多いので、余裕をもって申請する必要がある（就労滞在の場合のみ無犯罪証明書および健康診断書の提出を要求される）。2カ月を超える滞在者は、入国後外務省出入国管理局に対し滞在許可延長願を提出する。無査証による入国は認められない。ただし、観光目的の場合に限り、無査証で空港到着時に審査を受け、問題がなければ30日以内の滞在が許可される（手数料10キナ）が、同目的以外の無査証入国は認められない。報道関係者については、最寄りのパプアニューギニア在外公館に直接相談することを勧める。

●出入国審査

入国審査時に、出入国カードおよび旅券を提示し審査を受ける。出国時は出国税15キナが必要。

外貨申告

入国時の制限は特にない。出国時については200キナ以上の紙幣、5キナ以上の硬貨、および原則として250キナ相当以上の外貨（現金）の持ち出しは禁止されている。

●通関

税関検査時に税関および検疫用カードを提出する。検査は厳しく、原則として携行荷物を開くことを要求されるので、荷物検査の際には税関職員の指示に従うこと。虚偽の申告が発覚した場合には、物品を没収されるだけでなく重税をかけられるので、正直に申告することが大切である。課税等の支払いは、キナまたはトラベラーズ・チェックしか受け入れられない。麻薬、ポルノ類（日本の普通の雑誌等でも裸体の掲載されているものは対象となる）、銃砲刀剣類は輸入禁止。医薬品を持ち込みたい場合は、処方箋を携行し本来の容器に入れておくこと。免税限度は酒類1本（1リットル）、紙巻煙草200本、葉巻50本または葉煙草250グラムおよび大人1人につき200キナ以内（子供1人につき100キナ以内）の物品。

検疫関係では、缶詰または瓶詰に限らずオーストラリア、ニュージーランド製の一部を除き、相当広範囲の食品類、農作物、植物、動物および動物製品が輸入禁止であるので注意すること。なお、日本人が持ち込むインスタントラーメン等めん類も没収されるので要注意。また、極楽鳥、チョウ類、昆虫、蘭などの動植物（当局の許可のあるものを除く）のほか、戦時遺品、木彫りの国章などの持ち出しは禁止されている。

●その他

特別な予防接種の必要はないが、A型肝炎の発生が時々見られるので、この予防としてガンマ・グロブリンの接種を受けておくのも一法である。ただし、効果は半年間である。また、破傷風の予防接種もしておいたほうがよい。長期滞在者の場合は、B型肝炎ワクチンの接種もしておいたほうが無難。

滞在時の留意事項

●滞在届

滞在届の制度はない。

●旅行制限

原則として自由。ただし、ブーゲンビル島、イリアンジャヤ難民キャンプおよび軍事施設を除く。

●写真撮影の制限

上記難民キャンプ、軍事施設、開会中の国会、州議会および開廷中の裁判所法廷は撮影禁止。

各種取締法規に関する留意事項

●麻薬

税関は麻薬の検査を最優先としており、警察犬を使用した検査がある。麻薬の持ち込みまたは不正取引が発覚した場合は、6000キナ以下の罰金もしくは2年以下の懲役またはその両者となる。

●不法就労

不法就労の事実が発見された場合には、被雇用者には国外退去または100キナの罰金が科され、雇用者には1500キナ以下の罰金が科される。就労するためには、雇用者があらかじめ労働省に職種、必要とする理由、将来のローカライゼーション計画などを記載して就労許可所得の申請を行うことが必要で、許可を得た場合、最寄りのパプアニューギニア在外公館に対し、無犯罪証明書および健康診断書を添え就労・滞在査証の申請を行う。就労許可は通常3年を限度として与えられるが、手数料は1件につき1500キナである。

●治安維持

総理府国家情報局および警察が取り締まりにあたっており、不当に治安を乱したり内政干渉の行為があった場合には即時国外退去となる。ブーゲンビルやイリアンジャヤ独立運動については、関係当局は厳しく対処しているので、違法行為がないよう慎重に行動することが望ましい。

●その他特殊取締

戸外で飲酒しないこと（ただし、バーベキュー施設等許可された場所を除く）。公共の建物内でビートルナッツをかまないこと。

風俗、習慣、国民性に関する留意事項

原則としてチップの習慣はない。人差指を手前に向けてボーイなどを呼ばないこと。交通事故等によりパプアニューギニア人を死傷させた場合には、過失の有無にかかわらず報復を受けるおそれがあるので最寄りの警察署に保護を求め出ること。民族衣装を着たパプアニューギニア人の写真を撮るときは、あらかじめ許可を得ること。

安全のためのひとくちアドバイス

ポートモレスビー、ラエおよびハイランドの主要都市では犯罪が多い。特に、外国人に対する犯罪のうち強盗、婦女暴行等は年々増加しているため、一人歩き（特に女性）は危険である。短距離の場合でも移動は車で行い、車から離れる際は短時間といえども必ずロックし、車内にバッグ等を放置しないこと。パプアニューギニアでは、郊外で給油所または公衆電話を見つけることは不可能なので、郊外にドライブする際は必ず複数の車で行動し、また女性だけの遠出は控えたほうがよい。

車で走行中、前方に人が倒れていたり道路がブロックされているのを発見した場合は、

停止することなく走り続けて回避するか、または引き返すこと。マーケット等混雑した場所での買物では、バッグ等を持ち歩かないことが最善であるが、特に必要な場合は、バッグを体の前で保持する等ひたたくりに注意すること。現金は必要なだけを持ち歩き、残りは旅券その他の貴重品とともにホテルの金庫に預けること。万一、強盗等の被害にあった場合には、抵抗しないで手持ちの現金、貴重品を差し出す等、相手の要求に従い生命の安全を第一に図ること。夜間の外出は極力控えること。なお、ホテルの部屋内といえども安全とはいえないので、施錠は忘れないこと。

健康上の留意事項

年間を通じて高温多湿であり（高地では朝夕は冷える）、気候条件が厳しく体力を消耗しやすいので、疲労が蓄積しないよう十分な休養を取り、体力の維持に努める必要がある。

。パプアニューギニアはマラリア汚染地域であり、マラリア予防薬の服用を勧める。医薬品の購入には医師の処方箋を必要とするので、風邪薬、鎮痛剤、虫刺され用の軟膏類等を携行しておくこと便利である。

ポートモレスビー市内のホテル等でもできるだけ煮沸水の飲用が望ましい。市外および地方では必ず煮沸してから飲むこと（生水を飲んで下痢症にかかる例が多い）。

緊急時の連絡先

●ポートモレスビー

（非常用） Tel.000（警察、消防、緊急サービス共通）

公衆電話は、空港、ホテル、郵便局、電話局に設置してあるが、故障しているものが多い。利用できるコインは20トヤ、1キナである。

最近、Phonecard（テレホンカード）も発売されている。

日本へは、0581-市外局番（0をとる）-電話番号。

緊急時の言葉

パプアニューギニアでは一般に英語がよく通じるので、緊急時に必要な英単語を覚えておくことよい。

在外公館アドレス

●大使館

在パプアニューギニア大使館

Embassy of Japan, 1st & 2nd Floors, Cuthbertson House, Cuthbertson Street, Port Moresby, NCD, Papua New Guinea

（郵便物あて先：P.O.Box 1040, Port Moresby, Papua New Guinea）

Tel.21-1800,21-1483,21-1305,21-7878

●総領事館

在ポートモレスビー総領事館

Consulate-General of Japan

住所・電話番号は大使館と同じ

平成4年10月1日

在PNG日本国大使館

PNGも他の多くの国と同様に治安の悪化に悩んでおり、政府は犯罪の抑圧を重要課題として取り組んでいますが、人材不足と財政難等の事情もあって思うような成果は未だ挙がっていません。この手引きは、PNGで一般的に行われている防犯対策と最近（平成3年及び4年）における在留邦人の被害例を集め、皆様に当国の犯罪の特徴とそれへの対処方法の概略を知っていただくために作成したものです。当国民は、一般に善良で親切な人々であり、また、当国の犯罪は外国人を狙いうちにする性質のものではなく、実は当国民自身が犯罪の一番大きな被害者になっていることも理解する必要があります。昔から、「備えあれば憂いなし」と言います。この手引きを参考とされ、要所を締めるとともに、過度に神経質になることなく、また、PNGの人々に対して無用の不信感をもつことなく、皆様が快適に滞在していただければ幸いです。

なお、大使館では「大使館だより」、「緊急連絡網」等を通じ当国の治安状況を通報していますが、同情報が在留邦人全般に漏れなく伝達されるためにも在留届（その後の住所、電話番号等の変更も含め）の施行をお願い致します。また、治安、防犯についてのご相談、不幸にして被害にあった場合等の処置などについていつでも大使館領事担当（電話：21-1800、FAX21-4868）に御連絡ください。

1. 当国治安事情及び一般的特徴

(1) 犯罪の形態及び最近の傾向

犯罪形態としては、政情不安が原因となったテロ等の犯罪又は身代金目的の誘拐等とは異なり、家宅侵入、強盗、窃盗、婦女暴行等いわゆる粗暴犯罪が中心となっており、犯罪発生件数は未だに減少の傾向を見せていません。

当国では、近年地方より都市部への人口流入が急増（首都ポートモレスビーでは、1980年人口統計で、11.2万人であったが、1992年推計で19万人）しているなか、各都市部での労働市場が極めて乏しい（1989年統計では、全国労働適齢人口180万人に対し、現賃金労働者27万人）ため、多くの地方出身者が職を得ることなく、都市周辺部あるいは市内に出身地方単位で部落を形成、犯罪の温床になりつつあるとされています。特にこれら若者が徒党を組み、日中、夜間を問わず強盗、窃盗を行う集団が、ポートモレスビー市内だけでも十数組あると、新聞などは報じています。

さらに、1988年末勃発した、ブーゲンビル騒動は、未だに解決の糸口さえ見えず、この騒動によるバングナ銅山の閉山が及ぼす当国経済への悪影響、失業者の増大、遵法意識の欠如、治安維持機関の能力等、当国の治安事情が早急に改善の方向に向かうとは考えられず、都市部を中心に各種犯罪の増加が懸念されます。

(2) 犯罪者の行動の特徴

当国では単独者の犯罪は割合少なく、集団で暴行等に及ぶことが多い。このような集団的犯人グループは一般にラスカルと言っています。普通、定職の無い若者を中心に出身部族別のグループを形成し、街中でたむろし、犯罪のチャンスをうかがっています。狙った目標を襲う場合は数名以上から成る集団で行動し、2、3人は必ず見張りをしています。犯罪の日時は週末（金、土、日）夕刻から夜中にかけてが最も多いと言われていますが、その他の日に白昼堂々と犯罪が行われることもあります。数年前までは主としてビール、食料品等比較的安価な生活用物資を盗難の対象としていたようですが、最近は現金、電気製品、貴金属類を狙うケースが増えている他、車泥棒等の手口でもわかるようにプロフェ

ツシヨナルな犯罪グループ（自動車の場合には、新たな犯罪の手段として使用されるほか、海外のブラックマーケットに売りさばくと言われている）も増えているようです。

なお、ラスカルは一般に腕力があり、裸足で足を器用に使い、敏しょうで、物音をたてずに狙った相手に近づくことができ、更にフェンス等は軽く乗り越えてしまう程身軽なものが多く、かつライフル、ショットガンの他各種武器（ブッシュナイフ、斧、スパナ等鉄製の道具が簡単に手に入る）を持っていますので抵抗はしない方が無難です。

(3) 防犯体制

(イ) 当国警察は全国で約4500名程度にすぎず、したがってその取締能力には多くを期待できないことを知っておく必要が有ります。(又、刑務所の収容能力及びその管理能力にも大きな問題があり、脱走事件が多く、多くの凶悪犯罪はこれら脱獄因により形成されたギャング・グループの仕業であると言われてしています。)警察を呼んでもその到着に30分以上もかかったり、あるいは全く来なかったり、さらに犯人を目前にしても恐怖心や士気の欠如から逮捕しえなかったり(警察自身も報復を恐れているため)、犯人が自分の同一部族だったら見逃したりすることがあり、犯罪人検挙率は極めて低いと言われてしています。(ただ、1985年及び1991年の都市部における夜間外出禁止令施行の経験から当国警察も次第に自信を持つに至っており、また、我が国の交番制度の導入も検討されています。)

(ロ) したがって自衛の心構えが大切であり、また、長期滞在者は近隣の人々(ハウスポーイ、ガードマンも含む)との間で良好な関係を維持するとともに日本人会等に参加し情報交換に努めることが肝要です。

2. 犯罪類型とその対策

(1) 家宅侵入

この犯罪は当地では最も発生率の高いもので、住宅地域によって安全度は異なりますが、ほとんどの場合独立家屋が狙われています。従って、事情が許せば防犯設備の完備した優良アパート(3階以上が望ましい)に入居することがより安全であると言えます。特に最近新しく建設されているアパートでは、外部からの不法侵入はほとんど不可能となっています。止むをえず、独立家屋に入居する場合は以下の物的措置及び対策をとる必要があります。

(イ) 住居の第1次防衛線ともいえる防犯フェンス、ゲートの強化は独立家屋にとっては必須の条件となります。金網製のフェンスは過去の例では容易に破壊されていますので、鋼製(高さ2m以上が望ましい)に忍び返し及び有刺鉄線(らせん状のレーザー・ブレード付のもの)を装備する必要があります。又、ゲートの鍵を強化しておけば車等大型品の搬出が困難となるので、これも大切です。

(ロ) ゲート及び玄関付近の防犯灯は出来るだけ明るくし、視界をさえぎる樹木等は撤去するなどして見通しを良くしておき、犯人が潜みやすい区画を作らないことが大切です。

(ハ) 入口ドアの強化、鍵の増設、窓の鉄格子化、主寝室の防寒化等家自体を防衛することが大切です。特に、いざとなった時の避難室として主寝室の防寒化が必要といえましょう。

(ニ) 信用ある警備会社と契約し、警報装置及び緊急通報装置を設置し、良質のガードマンを雇用する必要があります。又、プロのラスカルの場合、侵入前に予め電話線を切断する場合がありますので、ウォーキー・トーキーを備えておくことも必要です。

(ホ) 上記契約等が困難な場合は、ベル又はサイレン等の警報装置又は回転式警報灯等を設置するだけでも犯人の意志を砕き、かつ万一犯罪が発生したときは、これを付近に知らせる等相当の効果があると思われまます。

(ヘ) 訓練された複数の大型犬を飼うことは有効な手段の一つと言えますが、この場合、犯人に予め餌付けされないよう犬の食事は必ず飼い主の手で行うべきです。なお、ガードマンの雇用と両立しない場合もありますので留意が必要です。

(ト) 独立家屋は常に犯人に監視されている可能性を考え、次の諸点に留意する必要があります。

・信用のおける使用人といえども必要以外の行動を知らせない。

- ・使用人と常に良い人間関係を保ち、使用人が犯人の手引きをすることのないよう努めること。
- ・休暇、出張等で長期間家を空ける場合は極力知人等に入居してもらうか又は時々家屋の様子を点検してもらうよう依頼する。
- ・夜間外出の際は内外のライトを点灯し、在宅のように見せかけると共に鍵のかかる部分はすべて施錠しておくこと（侵入された場合、被害を最小限に食い止めることができる）。

- ・貴重品には出来る限り保険を掛けておくこと。
- ・家屋内の目につきやすい場所に一定額の現金、又はビール等を用意しておくこと、それを持ち去ることにより目的を遂げさせることもあり得ます。
- ・在宅の際侵入された場合は、避難室に避難し、緊急通報措置又は他の可能な手段で警察等に連絡を試みる。ただし、身の危険を感じた際は抵抗することなく、犯人の要求に素直に従うことが大切です。

(2) 強盗、窃盗、かっぱらい対策

これは、婦女暴行対策（3）及び自動車泥棒対策（4）とかなりの部分が重複しますが、最近の例では特に、ライフル、ショットガン等強力な武器を使用した強盗が多発しており、抵抗することは命を落しかねない危険性があります。又、車上狙いやひったくり等軽微なものも頻繁に起こっていますが、この種の犯罪は特に一般常識を越えない範囲内で行動することによりかなり避けることが可能ですので、一般的な留意事項をあげてみます。

(イ) 夜間外出は短距離といえども必ず車で移動する。

(ロ) 特に夜間、ゲートの出入時を襲撃されるケースが多く、出かける前、帰った時は、周囲の状況をよく確認すること。

(ハ) 人通りの少ない道路又は郊外を車で移動中、道路上に障害物を認めたら、確実に通り抜けられると判断できるとき以外は引き返すこと。

(ニ) 道路上に人が倒れていたり、手を挙げて助けを求めたりするような場合もこれを無視し、絶対に停車しないこと。

(ホ) ラスカルが多いと言われている地区に興味本意で入らないこと。

(ヘ) 単独で郊外へのドライブをしない（当地では公衆電話は限られた建物内には設置されていないので、襲われた場合又は車が故障した場合には連絡方法はあります）。

(ト) 銀行やスーパーマーケットの出入りには必ず中央入口を使用すること（駐車場用の通用口等でも危険な場合があります）。

(チ) みだりに大金の入っている財布等を見せないこと（必要な額だけあらかじめ用意しておく必要があります）。

(リ) ショッピングセンター、人ゴミの中ではバッグ等は体の前でしっかりと保持すること。（可能な限り携行しない方がよい。）

(ヌ) 高価な装飾品は極力身に付けないこと（襲われた際に惜し気無く差し出せる程度の物を身に付ける）。

(ル) 万一襲われた場合は、抵抗することなく犯人の要求に従い、手持ちの現金、貴金属等を差し出し、第一に生命の安全を図ること。

(3) 婦女暴行対策

娯楽が少なく、またいわゆる嫁取りに金がかかる（2万キナ程度、かかる場合もあると言われていた）ことに加えて、失業者も街にあふれており、特に若年層のフラストレーションが高まっていることから、この種の犯罪発生率はここ数年前年比約 1.5倍と急激に増加しています。

当地での婦女暴行は他の国に見られるような変質者の犯行は少なく、多くの場合、家宅侵入又は強盗の際に女性のみを誘拐して多数で暴行するケースが多く、被害を受けた女性はもとより、家庭が崩壊するような悲惨な結果を招くことにもなります。その意味でも前述の家宅侵入や強盗等に対する対策に十分留意し、被害を受けまいよう自衛する必要がありますが、これに加えて、以下の点にも留意する必要があります。

- (イ) 昼間といえども人通りの少ない場所での1人歩きや、駐車はしないこと。
- (ロ) 短距離といえども必ず車で移動すること。
- (ハ) 現地人男性がたむろしているような場所には近づかないこと。
- (ニ) 露出部分の多い刺激的な服装での外出は控えること。
- (ホ) 山や海へのドライブは必ず男性同伴かつ複数の車で行うこと。
- (ヘ) 公共バスは利用しないこと。又、女性1人でのタクシーの利用もなるべく避けるべきでしょう。

(ト) 見知らぬ来訪者を絶対家の内に入れないこと。(職を捜しに來たり道をたずねて來たりした時の対応は、ドアチェーンをかけたまま家の中から大声で行ない決してドアを開けないこと。)

(チ) 修理人が派遣されて來た場合には、家に入れる前に派遣元に電話をして確認すること。家に入れる場合は出来るだけドアを開放しておくとともに付添人をつけること。

(リ) 夫が出張等で留守の際は、可能な限り安全なホテル、知人宅等に避難することが望ましい。

(4) 自動車泥棒対策

当国では、近年急激に車の数が増加している反面、中古車の価格が高いため車の盗難事件が頻繁に発生しており、特に週末近くの夕刻から夜にかけてが多いようです。自動車泥棒は最近プロフェッショナルな者がおり、ほんの数分間で犯行が行われますので厳重な注意が必要です。特に、次の点に留意して下さい。

(イ) 車の購入に際しては、盗まれやすい型(比較的中型以下のスポーティなタイプ)及び色(赤、青、黄色等の原色のもの)を避けること。又、オートマチック車はラスカルが不慣れな場合が多いので、これを購入することが望ましい。

(ロ) 自動車購入と同時に保険に加入する。

(ハ) 自動車購入時に盗難予防装置をつけること。ハンドル固定器具は容易に破壊されるので燃料を遮断する方式のものか点火系統を遮断する方式のものが良い。(ただし、ホーンのみで知らせるものは殆ど効果が無い。)

(ニ) 人目に付かない暗い場所に駐車しないこと。又、極力室内から容易に見える場所に駐車し、度々車の状況をチェックすること(見張りのいるホテル、スーパー、クラブ等の専用駐車場といえども油断は禁物です)。

(ホ) オートマチック車を駐車する場合は、サイドブレーキを使用し、ギアレバーはエンジンのかからない位置にしておくことと犯人が始動し得ないことが期待できます。

(ヘ) 短時間の駐車といえども必ずドアをロックすること。

(ト) 駐車中の車の中に財布、バック、カメラ等荷物を放置しておかないこと(犯人が車中の物を盗る誘惑にかられることになり、かつ同時に車も盗まれる事態となる)。

(リ) 万一車が盗まれたら直ちに車の番号、型、盗難の場所等を警察に知らせること(車の盗難は比較的警察が捜査しやすく、犯人は見つからなくとも車だけは発見し得るケースが多い)。

(5) 車運転上の注意

当国のドライバーは未だ十分運転に慣れていない人も多く、また、夜間はヨッパライ運転も多い。しかも、道路の整備が不十分な上、整備不良車が多いので、常に下記の点に留意して事故に巻き込まれないよう防衛運転をする必要があります。万一自動車事故でP.N.G人を死傷させたような場合には報復を受ける恐れがあるので、事故に巻き込まれた場合にはそのまま最寄りの警察に直行して事情を説明し警察の指示に従う方が安全です。

(イ) 走行中バックミラーやサイドミラーを見ていないドライバーが多い(半分くらいの車にはサイドミラーがついていない)。そのため、突然車線変更をするので2車線ある道路では極力並走を避ける。

(ロ) カーブ等では内側に切れ込んだり外側にはみ出してくるので、カーブでの並走、追い抜きは避けること。

(ハ) 「道路工事中」の予告表示がないことも多いので先行車が突然急ブレーキで停止したり又は車線変更をすることがある。

(ニ) 当国ドライバーには追い越し車線と走行車線の概念はなく、また知人に会おうと並走してドライバー同志が話をするなど車線前方を塞ぐことがあるが、イライラして接近運転することは禁物である。

(ホ) 街灯が少なく、一部を除いて真っ暗なところが多く歩行者を認知することが困難なため夜間の運転には特に歩行者に注意する。

(ヘ) 大型荷物車は、荷物を積み上げただけで走行していることが多く、荷崩れを起こすことがよくあるので、これらと並走すべきではない。(追い越しは直線で行う。)

(ト) PMV (公衆バス) は特に運転マナーが悪く、突然止まったり割り込んだりするので接近運転は避けること。

(チ) 走行中はドアをロックし窓は必ずしめておく(石やビールびんを投げつけられることがあります)。

(リ) 当地では、公衆電話は限られた施設内にしか設置されていないので、車で遠出する場合は必ず複数で行動する。

3. 緊急連絡先

日本人会作成の緊急連絡網を常時自宅電話横及び車の中に用意しておくと共に、日常から仲の良い知人、隣人等と緊急連絡体制を取っておくことが必要です。ここではポート・モレスビーにおける公的な機関等を参考までにあげておきます。

(1) 警察

(イ) 緊急事件の場合 電話番号 (以下同じ) 000,

(ロ) 警察署

・ゲレフ	24-4273
・ワイガニ	24-4031
・ゴードン	24-4039
・ホホラ	24-4208
・ボロコ	24-4200
・6マイル	24-4223
・バデリ	24-4207
・ポートモレスビー	22-6263

(2) 消防署

・ゲレフ	26-1355
・ワイガニ	25-5188
・ボロコ	25-5188
・ポートモレスビー	25-5188

(3) 病院

・ポートモレスビー総合病院	24-8100
---------------	---------

(4) 救急車

・セント・ジョーンズ救急車	000
---------------	-----

4. 日本大使館連絡先

(1) 事務所

執務時間：自午前8時半至午後4時半 (月一金)

21-1800

FAX 21-4868

(ロ) 関係館員自宅

次席館員 21-4080

領事担当館員 21-1470

邦人被害一覧表

*1992年1月~9月

発生日時	被害者	被害品目等	発生場所	備考
1 1. 6 朝		大使館2F の窓ガラス	同左	正月初めの朝、2Fの窓ガラス(文化班)1枚が割られているのを発見。
2 1. 10 18:30	大使館 物品	セドリック 前面ガラス	トカララ 通り	当該者にて走行中、前方に立っている不審人物を発見ただちにUターンして逃げようとしたが、投石された。
3 1. 21 夕刻	JOCV	ラジカセ	LAE 自宅	外冊の下側の土を掘り侵入され、盗まれる。
4 4. 19 早朝	JOCV	電気製品 ギター	ポボン デッタ	10人の武装強盗団に自宅を襲われ、縛り上げられた上物品を強奪される。
5 4. 20 早朝	JOCV	ラジカセ カメラ	マダン	網戸を破られ、鉄格子の隙間から左記物品を盗まれる。
6 4. 26 14:30	会社員	車 ウエスト ポーチ	POM ブラック ビーチ	現地人2名とブラックビーチからの帰り追い越した車が停車、合わせて止まったところ3人の強盗団が来襲。
7 5. 3 午前中	会社員	不当に T. C現金 の差替え	空港 通関時	海外から帰任時、通関時、横領を強要されたが、断わったところ、不当に現金等を差し押さえられた。
8 5. 24 夕刻	大使館 員	未遂	ゴードン マーケット	買い物中、突然ぶつかってきた子供に免許証をすり取られたが、その後他の子供に届けられた。
9 5. 24 10:00	会社員	現金、切符 T. C、 旅券	空港 駐車場	空港駐車場内に止めていた車の中から左記物品を盗まれるが、明日、ゴードンにて発見される。
10 6. 15 16:00	JOCV	実害なし。	キンベ 自宅	網戸が破られ、物色された後があったが、実害なし。
11 7. 6 夕刻	JOCV	実害なし。	ラエ 自宅	屋内を物色した形跡はあるが、実害なし。
12 7. 16 14:00	JOCV	腕時計、 100K 観察日記	オロ州 森林内	ヒガトウルプランテーション内で、昆虫採集中3人組武装強盗団に襲われる。
13 8. 28 10:30	会社員	死亡	ピアラ 事務所	自宅にて就業中、3人組の武装強盗団が侵入、手製ライフルにて撃たれ死亡
14 9. 11 午前中	会社員	腕に傷 20キナ	キンベ 同路上	伐採現場から帰宅中3人組のブッシュナイフで武装した強盗団に襲われ、現金を奪われ、怪我をした。
15 9. 17 23:00	会社員	車助手席窓 ガラス破損	アワナ-ル ホテル表口から 出口道路	道路に出たところで、酔っ払いらしい現地人に投石され左窓破損

KAN00010 フィジー【安全の基礎】
フィジー共和国
Republic of Fiji

出入国時の留意事項

●査証

観光等、通常の短期滞在目的の場合には無査証入国が認められており、有効な旅券、帰国あるいは第三国への航空券等を提示すれば、通常4か月滞在可能なVISITOR'S PERMIT（旅券に押捺）が与えられる。このPERMITによる滞在期間は、入国後必要に応じて入管当局に申請すれば、合計2か月まで延長が可能。ただし、就労、一定期間以上の取材または居住等、長期滞在目的で入国する者は、入国前に在外公館に対して目的に合った査証を申請し取得する必要がある。また、入国後、就労および居住の目的で滞在を希望する場合には、移民局に対し滞在許可の申請を行うこともできるが、この申請に際しては、帰国用航空券購入金相当額のIMMIGRATION SECURITY BONDの積立てが義務づけられている。3時間以上の通過の場合には、通過上陸許可を取得して入国する必要がある。

●出入国審査

入国拒否事由（犯罪・退去処分歴保持、不法就労の嫌疑等）に該当せず、しかも有効な旅券（入国時に6か月以上の有効期間があるもの）、出国用航空券および十分な滞在費を所持していれば通常、入国が許可される。出国に際して、10フィジー・ドルの出国税が徴収される。

●外貨申告

外貨の持ち込み額に制限はないが、持ち込み額を上回る金額の外貨の持ち出しは禁じられている。フィジー国内での両替の際の外貨換算証明書は、出国時の再両替手続に必要なので保管しておくこと。なお、フィジー・ドルの持ち出し限度額は、1人につき500フィジー・ドルである。

●通関

特別厳しいというほどではないが、出入国時とも税関検査が実施されている。税関および検疫申告書の指示に従い、所要の申告等を行う。

麻薬、拳銃、公序良俗に反する雑誌等の輸出入は固く禁じられているほか、野菜、果物、肉類はおおむね持ち込み禁止。また、ペットを含む動物、テレビ等電気製品等の持ち込みも非常に難しく、許可制または課税扱いとなる。フィジーの鳥獣類、特別の貝類、鯨の歯等で作られた伝統的儀式用の各種製品等の国外持ち出しは禁止、または制限されている。

なお、酒および煙草の非課税持ち込み限度は、それぞれ2リットル（50フィジー・ドル以下のものであればさらに2リットル）、500本である。

滞在時の留意事項

●滞在届

VISITOR'S PERMITの延長（手続き先：移民局）、居住許可または就労許可の更新のほか、一定以上の土地を取得する場合には許可を受けることが義務づけられている。公安、秩序を害したり、道徳に反する行為、不法就労または政治活動を行ったりすると滞在許可、居住許可、就労許可の取り消し、退去強制等の処分を受けることがある。

●旅行制限

軍事施設、大統領官邸等、一部の区域は立ち入り禁止となっているが、これら以外には特に旅行制限地域はない。ただし、通常の観光ルート以外の区域に万一旅行するような場合には、念のためフィジー観光局等に事前に照会するほうがよい。なお、フィジー人集落を訪問する場合には、責任者（酋長・村長等）の了解を得ることとし、無断で民家に立ち入ったり、写真を撮ったりすることは慎むべきである。訪問時の服装にも十分注意し、特に女性の場合は、ショートパンツの類は避けること。

●写真撮影の制限

通常の旅行区域については制限はないが、一部の伝統的儀式、宗教的行事については写真撮影を禁止したり、嫌う者もあるので、必ず許可を取ってから撮ること。

各種取締法規に関する留意事項

●麻薬

麻薬の不法生産、所持、販売等は、麻薬取締法により懲役刑となる。外国人といえども例外的な取り扱いはない。

最近は麻薬犯罪が増加しているため取り締まりも厳しくなっているほか、報奨金目当てに麻薬類を観光客に売りつけた直後に密告するようなケースも十分ありうるので、とにかく一切かわらないこと。

●不法就労

外国人が働くためには労働許可が必要。自国民の雇用促進を優先しており、外国人の雇用はフィジー人で代替し得ない特殊な業務に限られている。労働許可は、雇用者と被雇用者の双方が雇用開始1カ月前に所定の様式（雇用契約書、警察証明書添付）で内務省に申請することになっており、許可された場合には、被雇用者の居住許可証に就労許可証印が押捺されるとともに、雇用者に対しても雇用許可証が交付される。不法就労が発覚した場合には雇用者、被雇用者ともに罰せられ、被雇用者については退去強制処分を含む厳罰に処せられる。

●治安維持

外国人の政治活動は厳に禁じられており、違反者に対しては滞在・居住許可が取り消されるほか、退去強制処分もある。

●その他特殊取締

観光産業振興に力を注いでおり、外国人観光客の入国を歓迎している。ただし、他の諸外国同様、法治国家であり、国の平和、秩序を乱す行為、公序良俗に反する行為に対しては外国人といえども厳しく対処している。

風俗、習慣、国民性に関する留意事項

フィジーは宗教、文化をまったく異にするフィジー系とインド系ほかからなり立つ複合民族国家であり、フィジー系社会はいまだ伝統的な酋長制を維持している。風俗、習慣等も多様であり言動には特に注意を要する。

安全のためのひとくちアドバイス

最近、悪質な刑事事件の増加等、治安の悪化が目立っているため、特にけんか騒ぎの多発するディスコ等への出入り、夜間の一人歩きは慎むほうが無難。なお、道路事情、交通マナーも日本に比べて非常に悪いので、運転はもとより道路の横断等にも細心の注意が必要である。

路上における土産物の押し売りも少なくないので、必ず店舗を構えたところで購入すること。

健康上の留意事項

日差しが予想以上に強く、特に10～3月には日射病にかかる旅行者が少なくないので、注意すること。

水道の水は飲んでも大丈夫と言われているが、デリケートな体質の人、または離島では生水は飲まないほうがよい。通常の旅行者携帯薬（風邪薬、下痢止め等）のほか、蚊などの害虫も多く、季節によりデング熱が大流行することもあるので、虫よけスプレー等があれば便利。

なお、野菜等の生ものについては新鮮度等を確認したほうが無難である。

緊急時の連絡先

〈非常用〉 Tel.000（警察、火災、救急車）（スバ、ナンディ、ラウトカ、シンガトカ共通）

通じしだい、連絡したい部署を告げる。電話料金は不要。

●スバ

〈病院〉 CWM 病院 Tel.313444

〈警察〉 中央警察署 Tel.311222

〈火災〉 Tel.391333

〈観光局〉 Tel.312788

〈入国管理局〉 Tel.312672

●ナンディ

〈病院〉 ナンディ病院 Tel.701128

〈警察〉

ナンディ警察署 Tel.700222

ナマカ警察署 Tel.722222（ナンディ空港近辺）

〈火災〉 Tel.700475

〈観光局〉 Tel.722500（ナンディ空港内）

●ラウトカ

〈病院〉 ラウトカ病院 Tel.660399

〈警察〉 ラウトカ警察署 Tel.660222

〈火災〉 Tel.660211

●シンガトカ

〈病院〉 シンガトカ病院 Tel.500455

〈警察〉 シンガトカ警察署 Tel.500222

〈火災〉 Tel.500222

なお、日本大使館の所在する首都スバと日本人旅行者が主として訪問するナンディ、ラウトカ、シンガトカとは、場所によっては約200キロも離れているので、万一来備えて、旅行会社、滞在ホテル、観光訪問先等の名称、電話番号をあらかじめメモしておくことを勧める。

在外公館アドレス

●大使館

在フィジー大使館

Embassy of Japan, 2nd Floor, Dominion House, 1 Suva, Fiji (G.P.O.Box 13045)
Tel.304633

KAN00010 フィジー「防犯の手引き」
防犯の手引

在フィジー日本国大使館
1992.10.1

1. はじめに

フィジーは、ここ数年特に日本との間の直行便の新設、増便等により邦人観光客の増加とそれに伴う旅行関係業務に従事する方の増加等により、フィジーの在留邦人数も年々増加しております。

また、フィジーの政情は先の総選挙後これといった目だった変化もなく、一応安定しております。ただ、数年前まではここフィジーは治安も良く、比較的安全な国と言われておりましたが、最近では特に観光客、在留邦人が一般犯罪の被害に遭遇する件数が増加してきております。そこで、これらの事件を未然に防ぎ、在留邦人の皆様が安全に生活されるための参考となり得る治安・防犯に関する手引を作成しましたので、参考までに配布致します。

本手引は、今後更に内容を充実したものにしていきたいと思っておりますので、在留邦人の皆様のご意見やアイデア等がありましたら大使館（領事部）までご連絡下さい。

2. 一般犯罪

今年1月から現在（1992年10月1日）まで大使館に届け出のありました観光客を含む邦人の被害状況をみますと、幸いにも強盗等の凶悪な事件はなく、留守中、または就寝中の家宅侵入による窃盗、ひったくり、あるいは施錠忘れの車中からの窃盗等でした。

なお、1991年のフィジーにおける犯罪発生件数は、次の通りとなっております。

殺人	24件
強姦	236件
強盗	645件
窃盗	4,784件
家屋、店舗破壊・侵入	1,826件

海外に置いて日本人が被害を受ける事件の大半は強盗、窃盗及び家屋侵入等の一般犯罪が主なもので、更にその大半が住居で発生している事件からしましても、海外で生活する場合には先ず自分達の家を守ることが最も重要です。これら犯罪を未然に防止するための具体的な注意事項を取りまとめますと、概ね次の通りです。

(1) 住居決定に際して契約する家はまず安全な地域とし、契約、入居前に各出入口扉の脆弱、施錠設備、窓等への鉄格子の設置等をチェックし、不備な点がある場合には家主と相談しつつ補強あるいは修理をさせる（特に窓への鉄格子の設置が重要）。

(2) 夜間就寝の時は、室内は暗くして、むしろ屋外の照明灯を点けて賊等の侵入を見つけやすくしておくことが望ましい。

(3) 家を留守にする場合には必ず使用人を在住させる。

(4) 特に寝室の扉は強固にし、施錠もしっかりしたものを選ぶ。

(5) 万が一賊等に侵入された場合には、絶対に賊と対面することを避け寝室から当国官憲等に電話で通報するか、大声で近所に助けを求める（そのためにも、寝室に電話を設置しておくことが望ましい）。

(安全対策の基本的な心構え)

○敵を知り己を知ること

- 安全対策に労を惜しまないこと
- 人命尊重に徹すること

3. 在留邦人の被害状況

今年1月から現在(1992年10月1日)までの観光客を含む邦人から届出のあった被害件数は、次の通りです。

遊泳事故(死亡)	1 件
麻薬	1 件
盗難	2 件
窃盗	4 件
家宅侵入	1 件

4. 交通事故

当国で通常、邦人の利用する道路はほとんど舗装されていますが、年間雨量の多いスヴァのヴィチレヴ島東部は道路の破損箇所が多く、またスヴァ〜ナンディ間の道路には牛・馬等が遊歩し、特に夜間には同家畜を避けようとしての事故が多数発生しているようですので、夜間の同道路での運転はなるべく避けることをお勧めします。

また、道路の路肩にはじゃり石がばらまかれており、特に急カーブでの運転ではスピードを出し過ぎて路肩に乗り入れないように十分注意したいものです。

なお、当国の交通状況は信号がほとんどなく、交差点では右方優先となっていること、街灯がほとんどないこと、横断歩道でなくても歩行者が道路を平然と横断すること、運転者のマナーが悪く特に方向指示器を出さないため、右折、左折、直進の判断がつきにくいこと等、日本国内での運転内容とはかなり違っておりますので、運転に際しては相当の注意を要します。

5. 麻薬所持等

麻薬取締りに対する当国の法規制は厳しく、外国人といえども例外的な取扱はなく麻薬不法所持者のほとんどは実刑判決を受けています。最近では麻薬犯罪が増加傾向にあるため、取締も厳しくなっているほか、報償金目当てに麻薬を観光客に売りつけて直後に密告するようなケースも発生しておりますので声をかけられても一切無視することが肝要です。因に過去に邦人旅行者が麻薬の不法所持により逮捕されスヴァ刑務所に収監された例があります。

6. もし不幸にして交通事故、窃盗、強盗等の被害に遭った場合には、直ちに最寄りの警察に通報するとともに大使館にも報告を出して下さい。

7. フィジー治安関係緊急連絡先

警察本署 312999

緊急 000 (警察、火災、救急車等)

相手が電話口に出たら、連絡したい部署を告げる

8. 大使館案内

開館日・開館時間

月曜日〜金曜日 午前 8:30〜午後 1:00
午後 2:00〜午後 4:30

休館日 土曜日、フィジー祝祭日

電話 受付302122

休館日緊急連絡先
領事担当官自宅 320025 (岳下)
321545 (池田)

4

5

6

7

8

9

10



